



# 葛飾区 男女平等推進計画 (第5次)

平成29(2017)年度～平成33(2021)年度

葛 飾 区



## はじめに

女性も男性もお互いの人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、ともに協力し合える社会の実現に向けて、この度、第5次となる「葛飾区男女平等推進計画」を策定いたしました。

葛飾区では、女性の地位向上のための取組を総合的に推進するため、平成8年（1996年）に第1次となる「葛飾区女性行動計画」を策定して以降、様々な施策を推進してまいりました。

平成16年には、男女平等社会の推進に関し基本理念や区の基本的施策等を定めた「葛飾区男女平等推進条例」を制定しました。当時、区の政策方針決定過程への女性の参画率は21.9%でしたが、目標として打ち出している30%を達成するための取組の結果、現在27.1%まで拡大しました。また、男女共同参画に対して重要なワーク・ライフ・バランスの推進については、企業への支援も行うなど、多様な生き方・働き方の実現に向けた方策を打ち出しました。さらに、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行い、DV防止対策を強化するとともに、迅速な被害者支援も進めています。

今回の第5次計画は、これまでの男女平等施策の成果を踏まえつつ、新たな施策の方向として、女性の活躍推進・自立と安定した暮らしに向けた環境整備・「多様な性」「多様な生き方」の尊重、女性視点での防災対策などを掲げ、推進すべき取組を明らかにしたものです。併せて、本計画の一部を葛飾区における「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」（第3次）及び「葛飾区女性活躍推進計画」と位置付けました。

すべての区民が、個性や能力を発揮し協力し合い社会生活を営むことができる「誇りあるふるさと葛飾」を実現するため、区では、これからも男女平等推進施策に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心に議論を重ねていただきました葛飾区男女平等推進審議会の委員の方々並びに貴重なご意見をお寄せくださいました区民の皆様に、心から感謝を申し上げます。



平成29年（2017年）3月

葛飾区長 青木 克徳



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	3
2 計画の基本理念	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
5 計画の背景	4
第2章 葛飾区の男女平等推進の現状	9
1 少子・高齢化と世帯構成の変化	11
2 女性の労働と男女平等推進	13
3 配偶者等からの暴力	15
4 男女平等推進を取り巻く状況	16
第3章 計画の内容	19
1 計画の体系	20
2 基本目標と推進体制	22
目標1 男女平等意識を持ち、あらゆる分野への男女共同参画を推進します	22
課題1 男女平等の意識づくりと理解の促進	22
課題2 男女の参画推進	27
目標2 すべての人が生き生きと暮らすための支援を充実します	31
課題1 仕事と生活の調和の推進	31
課題2 健康支援	37
課題3 生活上の困難な状況を解消するための取組促進	40
目標3 人権が尊重される社会づくりに取り組みます	44
課題1 あらゆる暴力の根絶	44
課題2 多様性の尊重	52
推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制	55
課題1 推進体制の強化に向けた取組	55
課題2 国・東京都との連携	58
3 計画事業一覧	59
第4章 資料	69
○関係法令	
葛飾区男女平等推進条例	71
葛飾区男女平等推進審議会規則	75
葛飾区男女平等推進本部設置要綱	76
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	79
男女共同参画社会基本法	86
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	91
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	100
○葛飾区男女平等推進計画（第5次）の策定経過	107
○葛飾区男女平等推進審議会委員名簿	109
○男女共同参画関連年表	110



## 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の目的

本区では、男女平等社会を実現するため、平成8年に「男女平等社会実現かつしかプラン（葛飾区女性行動計画）」を策定しました。その後、平成16年に「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化に応じて、第4次までの男女平等推進計画を策定し、様々な男女平等推進施策を展開してきました。

そしてこの度、さらなる男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「葛飾区男女平等推進計画（第5次）」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画では、男女平等社会実現のための直接的、間接的な取組を体系化し取りまとめています。

## 2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第3条に則ったものです。

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

## 3 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定し、「葛飾区男女平等推進計画（第4次）」を継承・発展させた計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第3次）」を包含します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」にあたる「葛飾区女性活躍推進計画」を包含します。

## 4 計画の期間

平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5か年とします。

## 5 計画の背景

葛飾区男女平等推進計画（第4次）策定（平成24年3月）後における区、国、都の主な動きは以下の通りです。

### （1）区の動き

#### ①葛飾区基本計画（平成25年度～平成34年度）及び葛飾区中期実施計画（平成28年度～平成31年度）における男女共同参画施策の位置付け

基本目標3「豊かな区民文化を創造しはぐくむまちー生涯学習とふれあいー」、政策16「人権・平和・ユニバーサルデザインー区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます」の中で、「すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします」として、男女平等の推進や、配偶者暴力の防止等の内容が盛り込まれています。また、葛飾区中期実施計画（平成28年度～平成31年度）においては、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業」「男性の家庭生活への参画支援事業」「配偶者暴力防止事業」の3つが、計画事業として位置付けられています。

#### ②男女共同参画の視点に立った葛飾区地域防災計画の改正

平成23年3月に発生した東日本大震災で得た教訓を、防災・災害時における各種取組に反映させるため、平成24年9月に、国の「防災基本計画」が改正されました。また、葛飾区でも、想定される被害や課題に対応するべく、平成25年9月に「葛飾区地域防災計画」を改正しました。「要配慮者・男女のニーズへの配慮」を対策の視点とし、「①男女のニーズを踏まえた物資の確保、避難所スペースの配置」、「②防災市民組織等への女性参画」の2点を、新たに内容に盛り込みました。

#### ③葛飾区男女平等推進センターの動き

葛飾区男女平等推進センターでは、従来の男女平等推進事業に加えて、新しい様々な事業にも取り組んできました。講座・講演会においては、平成24年度から、固定的性別役割分業意識にとらわれない職業観の育成を目的とした進路選択に関する講座を開催し、仕事と生活の調和への取組では、平成25年度から、区内企業へ社会保険労務士を派遣して育児・介護休業法に適合するよう就業規則の改正等を行う、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業を開始しました。また、配偶者暴力防止への取組として、平成26年4月に、配偶者暴力相談支援センター業務を開始しました。

#### ④関連する各分野計画の改正

平成26年度、平成27年度には、福祉、子育て、健康に関する多くの計画が策定・改定されました。これらの関連分野計画には、保育所の待機児童の解消や家族介護者への支援などの仕事と生活の調和に関わる施策や、健康診査の実施等を通じた生涯にわたる健康支援などに関する施策が含まれます。

#### 【関連分野計画】

- ・「葛飾区職員仕事・子育て生きいき計画」（特定事業主行動計画）（平成28年度～平成32年度）

- ・「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）
  - ・「第6期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成27年度～平成29年度）
  - ・「第4期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」（平成27年度～平成31年度）
  - ・「第4期葛飾区障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）「葛飾区障害者施策推進計画」（平成24年度～平成29年度）
- ※障害者施策推進計画は第4期葛飾区障害福祉計画に合わせての改定
- ・「葛飾区教育振興基本計画」（平成26年度～平成30年度）
  - ・「かつしか健康実現プラン」（平成26年度～平成30年度）

## (2) 国の動き

### ①女性活躍推進法成立と「第4次男女共同参画基本計画」の策定

国では、少子高齢化による労働力人口減少が進む中、「女性の活躍」を成長戦略の柱に位置付け、女性活躍の推進に向けて取組を進めています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）は、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に制定されました。同法の規定では国や地方公共団体、従業員301人以上の企業に対して、女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、行動計画の策定、情報の公表を義務付けています。（平成28年4月1日施行）

また、平成27年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」の内容構成は、以下の通りです。

政策領域		目指すべき社会 策定方針と構成 等
I	あらゆる分野における女性の活躍	①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
		②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
		④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
		⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進
II	安全・安心な暮らしの実現	⑥生涯を通じた女性の健康支援
		⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
		⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
		⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
		⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV	推進体制の整備・強化	国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施、地方公共団体や民間団体等における取組の強化

### ②女性に対する暴力防止の動き

女性に対する暴力防止についても、さまざまな取組が進められています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む。）だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされるよう、法改正が行われました。（平成26年1月3日施行）

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正では、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、新たな規制対象となり、（平成25年10月3日施行、ただし連続メールに係る規制は7月23日施行）さらにその後の改正で、SNSを用いたメッセージ送信等を行うことなども新たな規制対象になりました。（平成29年1月3日施行）

そして、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）により、私的に撮影された性的な画像等を、撮影対象者の同意なく、インターネット等に公表する行為が規制されるようになりました。（平成 26 年 11 月 27 日施行。ただし、罰則規定は 12 月 17 日施行、プロバイダ責任制限法の特例は 12 月 28 日施行）

### ③防災・災害復興における女性の参画

東日本大震災の教訓を踏まえ、防災及び災害・復興時における男女共同参画の重要性が認識され、「防災基本計画」に男女共同参画の視点が盛り込まれました（平成 24 年）。これを受け、各自治体の「地域防災計画」において男女共同参画の視点から見直しが行われています。

### ④職場における差別的扱いやハラスメントの防止

雇用における男女の均等な機会と待遇確保に向けて、男女雇用機会均等法施行規則の改正が行われ、間接差別となりうる措置の範囲の見直しが行われるとともに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、同性に対するものも含まれることを明示しました。（平成 26 年 7 月 1 日施行）さらに平成 28 年 3 月には「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が改正され、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、防止措置を講じることが事業主に義務付けられました。（平成 29 年 1 月 1 日施行）

### ⑤仕事と家庭が両立できる社会の実現に向けた雇用環境の整備

「育児・介護休業法」が改正され、介護休業の分割取得や子の看護休暇・介護休暇の半日単位の取得が可能になり、育児休業・介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件が緩和されるなど、両立支援制度の見直しがありました。（平成 29 年 1 月 1 日施行）

## (3) 都の動き

### 「東京都男女平等参画推進総合計画（仮称）」の策定

東京都は、「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定にあたり、女性の活躍推進の視点を追加・充実させた「東京都女性活躍推進計画」を策定し、さらに当該計画と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を合わせた「東京都男女平等参画推進総合計画（仮称）」を平成 29 年 3 月に策定する予定です。内容構成は、以下の通りです。

東京都男女平等参画推進総合計画（仮称）		主な取組の方向性
	東京都女性活躍推進計画	①働く場における女性の活躍 ②女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現 ③多様な人々の安心な暮らしに向けた支援
東京都配偶者暴力対策基本計画	①配偶者暴力対策 ②性暴力被害者に対する支援 ③ストーカー被害者に対する支援 ④セクシュアル・ハラスメントの防止 ⑤性・暴力表現等への対応	

計画の位置づけ

【国】

- ・男女共同参画社会基本法 平成 11 年度～
- ・第4次男女共同参画基本計画 平成 27 年度～
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 平成 13 年度～
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 平成27 年度～

【東京都】

- ・東京都男女平等参画基本条例
- ・東京都男女平等参画推進総合計画(仮称)  
東京都女性活躍推進計画  
東京都配偶者暴力対策基本計画  
平成 29 年度～

**葛飾区基本構想**  
**葛飾区基本計画**  
(平成 25 年度～平成 34 年度)  
**葛飾区中期実施計画**  
(平成 28 年度～平成 31 年度)

人権尊重・男女平等推進施策を位置づけ

葛飾区男女平等推進条例

- ・葛飾区男女平等推進計画(第5次) 平成 29 年度～平成 33 年度
- ・葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第3次) 平成 29 年度～平成 33 年度
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定められる「市町村推進計画」(葛飾区女性活躍推進計画) 平成 29 年度～平成 33 年度

- ・葛飾区男女平等推進計画(第4次) 平成 24 年度～平成 28 年度
- ・葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第2次) 平成 24 年度～平成 28 年度
- ・葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画 平成 21 年度～
- ・葛飾区男女平等推進計画(第3次) 平成 19 年度～
- ・葛飾区男女平等推進計画(第2次) 平成 14 年度～
- ・男女平等社会実現かつしかプラン(葛飾区女性行動計画) 平成8年度～

施策の連携

- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 15 条に定められる「葛飾区職員仕事・子育ていきいき計画」(特定事業主行動計画)(平成 28 年度～32 年度)
- ・葛飾区子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度～31 年度)
- ・第6期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成 27 年度～29 年度)
- ・第4期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画(平成 27 年度～31 年度)
- ・第4期葛飾区障害福祉計画(平成 27 年度～29 年度)
- ・葛飾区障害者施策推進計画(平成 24 年度～29 年度)
- ・葛飾区教育振興基本計画(平成 26 年度～30 年度)
- ・かつしか健康実現プラン(平成 26 年度～30 年度)



## 第2章 葛飾区の 男女平等推進の現状



## 1 少子・高齢化と世帯構成の変化

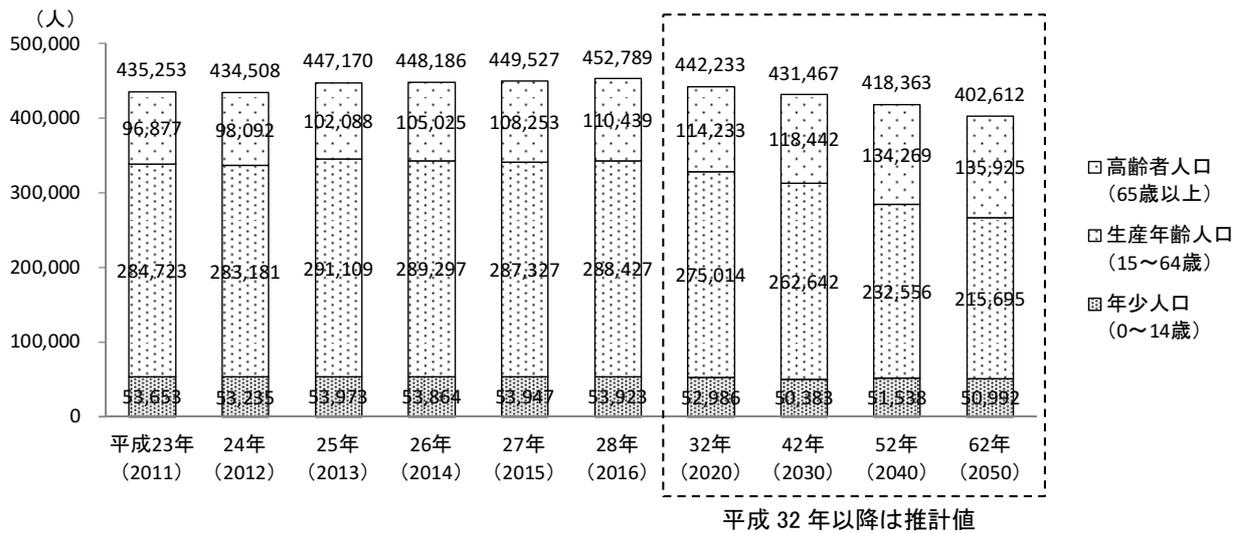
### (1) 3区分別人口の推移

葛飾区の人口は微増傾向にあり、平成28年1月1日現在452,789人となっています。年齢3区分別の人口構成比をみると、高齢者人口が微増しています。

また、将来の人口を推計値でみると、その高齢者人口も平成57年をピークに減少、生産年齢人口も減少が続くことが予想され、平成62年には区全体で約40万人となっています。

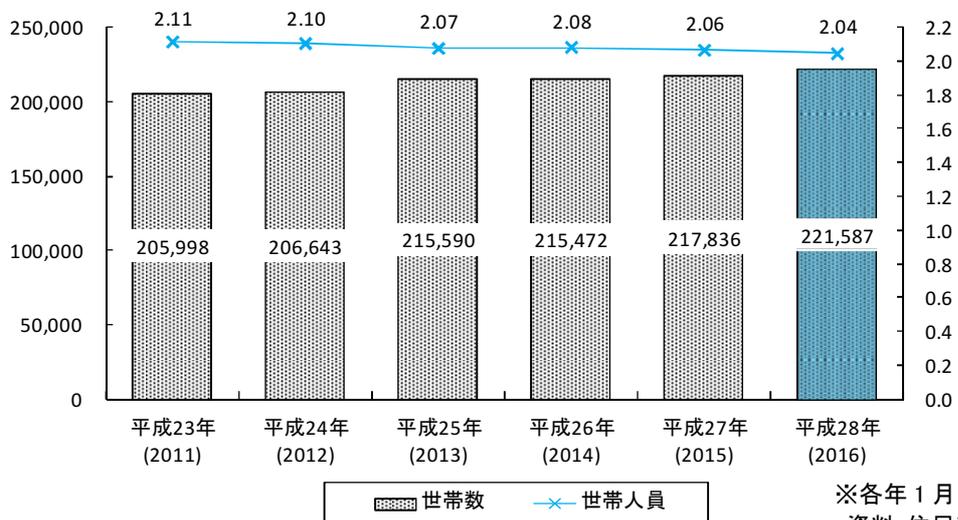
世帯数は、平成28年1月1日現在221,587世帯で平成23年から15,589世帯増加しています。一方平成28年の世帯人員数は2.04人で減少傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口の推移(葛飾区)



※各年1月1日現在  
資料:住民基本台帳、葛飾区人口ビジョン

図表 世帯数および世帯人員の推移(葛飾区)



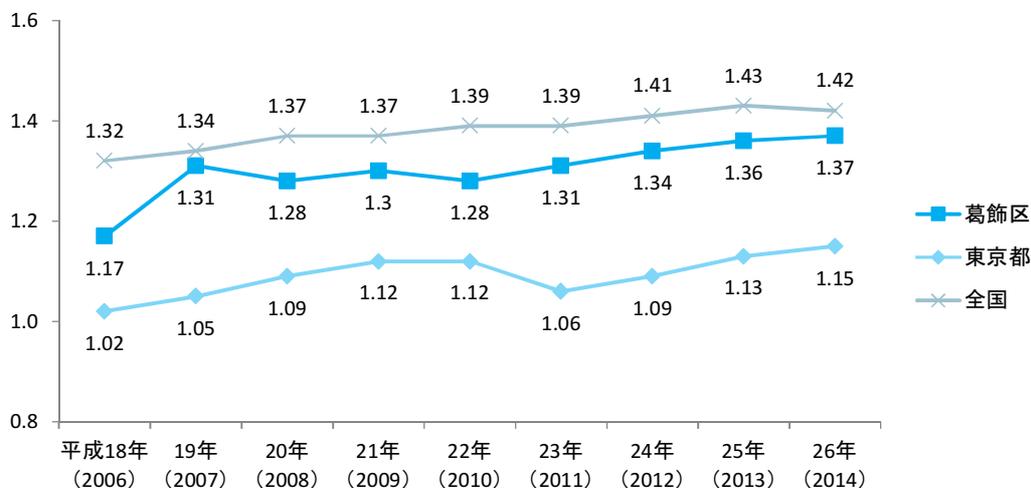
※各年1月1日現在  
資料:住民基本台帳

## (2) 合計特殊出生率

葛飾区の合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、平成22年から上昇傾向にあり、平成26年は1.37となっています。

東京都の1.15を上回っていますが、全国の1.42を下回っています。

図表 合計特殊出生率の推移(葛飾区、東京都、全国)

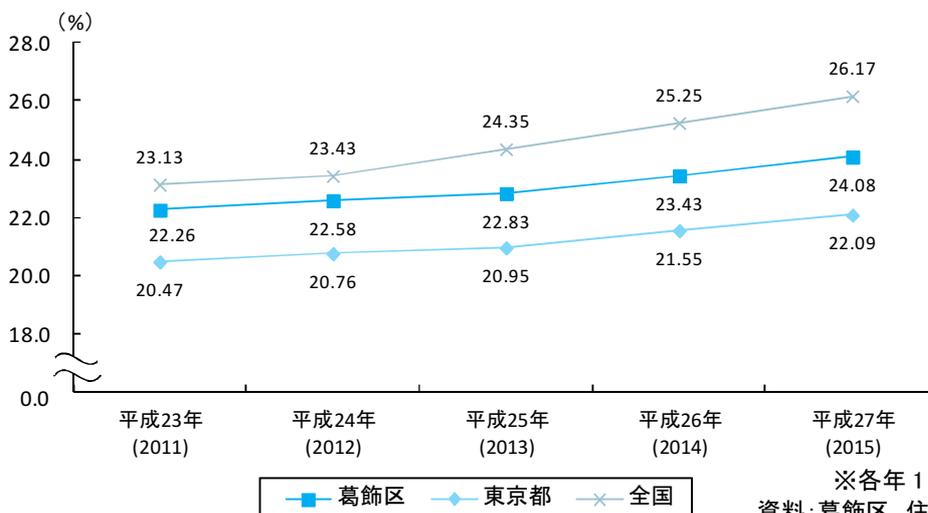


※各年1月1日現在  
資料: 葛飾区 東京都人口動態統計  
東京都 東京都人口動態統計  
国 人口動態統計

## (3) 高齢化率

葛飾区の高齢化率は、東京都、全国同様、上昇傾向にあり、平成27年は24.08%となっています。全国の26.17%を下回っていますが、東京都の22.09%を上回っています。

図表 高齢化率の推移(葛飾区、東京都、全国)



※各年1月1日現在  
資料: 葛飾区 住民基本台帳  
東京都 住民基本台帳  
国 人口推計

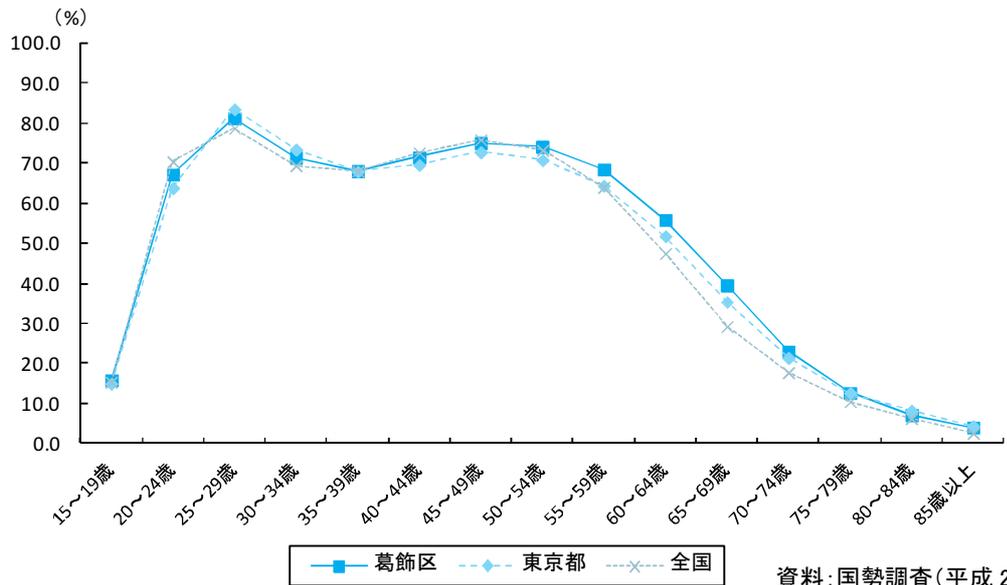
## 2 女性の労働と男女平等推進

### (1) 女性の労働力率

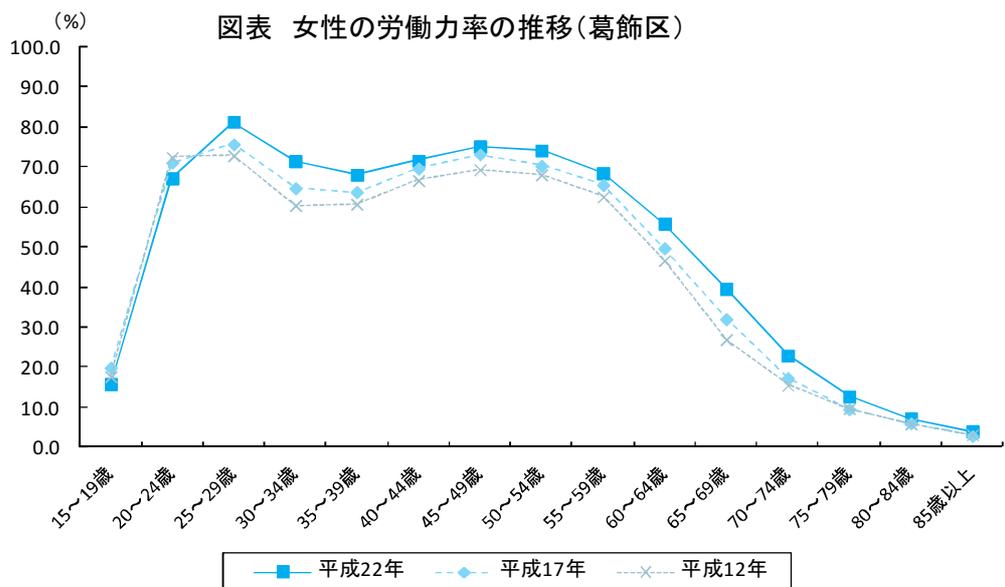
葛飾区の女性の労働力率は、50歳から69歳までで東京都、全国を上回っています。

女性労働力率の推移をみると、25歳以上すべての年齢層で上昇傾向にあります。30～34歳、35～39歳のいわゆるM字の谷の底の労働力率もあがっています。

図表 女性の労働力率(葛飾区、東京都、全国)



図表 女性の労働力率の推移(葛飾区)



## (2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

葛飾区の審議会・委員会委員に占める女性委員の割合は、「地方自治法第180条の5に定める委員会（※1）」は19.2%、「地方自治法第202条の3に定める審議会（※2）」は28.1%で、それぞれ東京都よりも高くなっています。その他審議会等は24.6%で東京都を上回っていますが、特別区合計よりも低くなっています。

図表 審議会・委員会等の女性の参画状況(葛飾区、東京都)

(人、%)

	地方自治法(第180条の5) に定める委員会※1			地方自治法(第202条の3) に定める審議会※2			その他審議会		
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
葛飾区	26	5	19.2	677	190	28.1	195	48	24.6
東京都 特別区合計	397	66	16.6	14,552	3,897	26.8	15,105	5,151	34.1
東京都 市町村合計	1,113	148	13.3	13,783	3,877	28.1	11,585	4,479	38.7
東京都 区市町村合計	1,510	214	14.2	28,335	7,774	27.4	26,690	9,630	36.1
東京都	92	10	10.9	691	170	24.6	1,576	356	22.6

※平成28年3月31日現在

※東京都の「地方自治法(第202の3)に定める審議会」及び「その他の審議会」については、平成26年4月1日現在  
資料: 東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況

※1: 第180条の5(委員会及び委員の設置)(④~⑧は省略)

- ① 執行機関として法律の定めるところによる普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
  - 一 教育委員会
  - 二 選挙管理委員会
  - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
  - 四 監査委員
- ② 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
  - 一 公安委員会
  - 二 地方労働委員会
  - 三 収用委員会
  - 四 海区漁業調整委員会
  - 五 内水面漁場管理委員会
- ③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
  - 一 農業委員会
  - 二 固定資産評価審査委員会

※2: 第202条の3(職務・組織・設置)

- ① 普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律若しくはこれに基づく法令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ② 付属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 付属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

### 3 配偶者等からの暴力

#### (1) 葛飾区の相談状況

葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数は平成25年度までは減少傾向にありましたが、平成26年度は増加しています。

図表 葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数	449件	399件	365件	705件	658件

※平成26年度から、相談日を週1回から週2回に拡大

※平成28年3月31日現在  
資料:葛飾区

#### (2) 東京都内の相談状況

配偶者暴力の相談件数は、区市町村の合計は増加傾向にあり平成26年度は31,094件となっています。都支援センターの合計はやや減少し、警視庁は増加傾向にあります。

図表 配偶者暴力についての相談件数の推移(東京都)



※平成27年3月現在  
資料:東京都生活文化局調べ

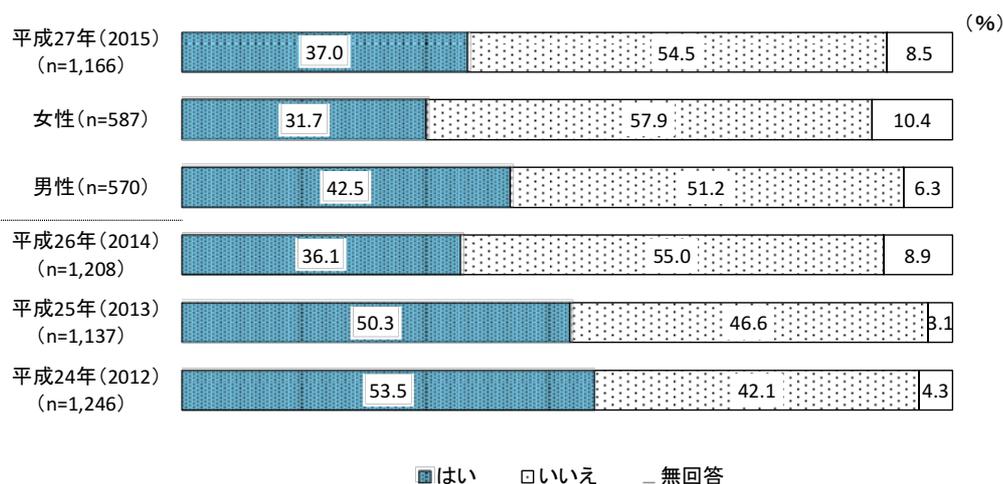
## 4 男女平等推進を取り巻く状況

### (1) 男女共同参画に対する実感

葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、男女の共同参画が進んでいると思う人の割合は、平成24年の53.5%からみると、平成25年50.3%、平成26年36.1%、平成27年37.0%と減少傾向にあります。

また、性別では、平成27年の男性42.5%に対して女性は31.7%と、10ポイント以上の開きがあります。

図表 男女の共同参画が進んでいると思う割合の推移(葛飾区)



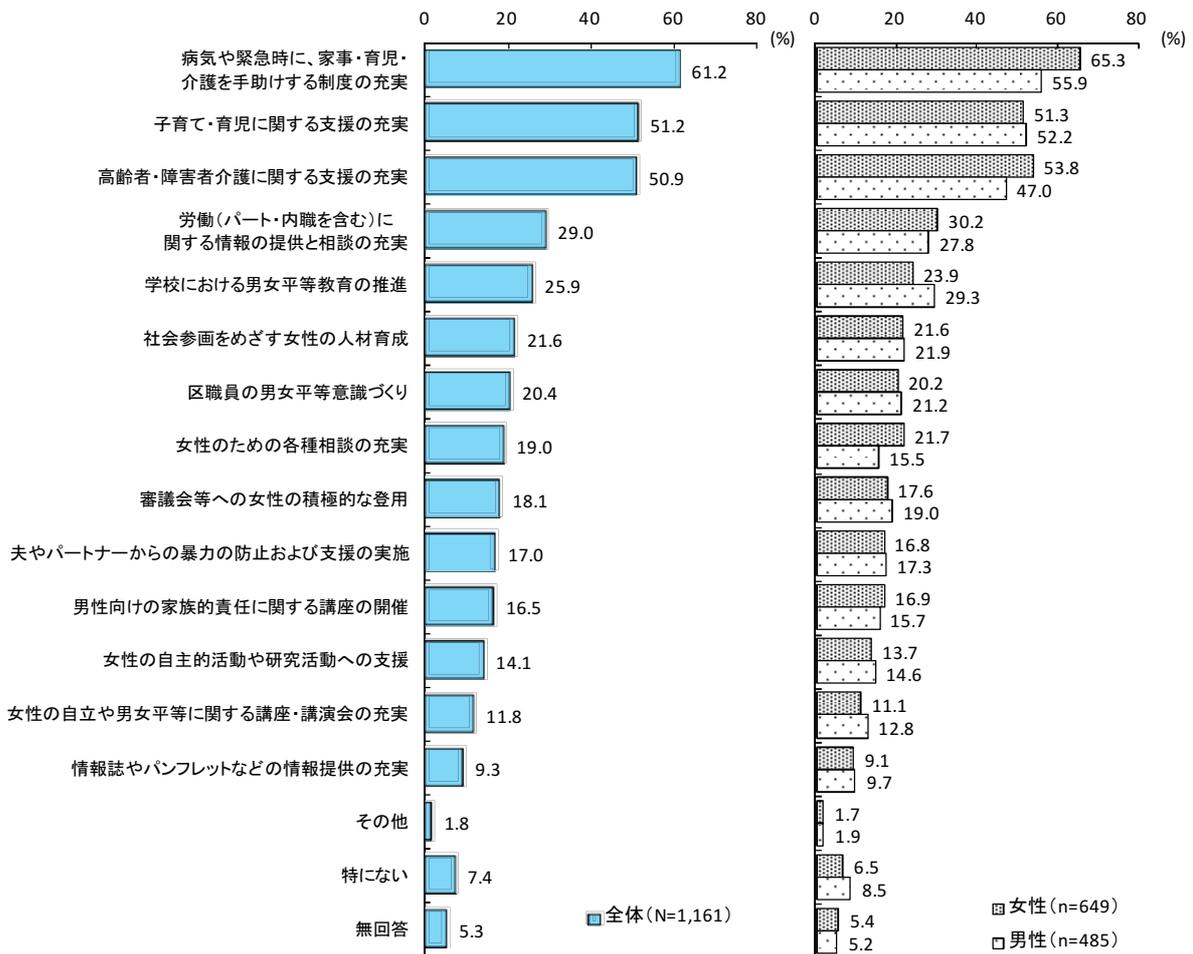
資料:葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書(平成24~27年)

(2) 男女平等社会実現のために充実すべき施策

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」では、男女平等社会実現のために充実すべき施策についてたずねています。

全体では、「病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実（61.2%）」が最も多く、「子育て・育児に関する支援の充実（51.2%）」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実（50.9%）」が続いています。性別にみてもこれらの項目が上位にあがっています。

図表 男女平等社会実現のために充実すべき施策（全体、性別：複数回答）



資料:「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成 27 年)



## 第3章 計画の内容

# 1 計画の体系

## 目 標

## 課 題

**目標 ①**  
男女平等意識を持ち、  
あらゆる分野への  
男女共同参画を推進します



① 男女平等の意識づくりと理解の促進

② 男女の参画推進

**目標 ②**  
すべての人が生き生きと  
暮らすための支援を  
充実します



① 仕事と生活の調和の推進

② 健康支援

③ 生活上の困難な状況を解消するための取組促進 **新規**

**目標 ③**  
人権が尊重される  
社会づくりに  
取り組みます



① あらゆる暴力の根絶

② 多様性の尊重 **新規**

男女平等・男女共同参画の  
実現に向けた推進体制

推進体制の強化に向けた取組

国・東京都との連携

## 施策の方向

①学校等における男女平等教育の推進

②男女平等の意識づくりと情報提供

③男性の家庭生活への意識啓発と参画支援 **重点**

①政策・方針決定過程への女性の参画拡大

②地域活動における男女共同参画の推進

③防災・まちづくりへの男女共同参画の推進 **新規**

①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

②企業の労働環境改善に向けた支援

③女性の職業生活継続のための支援

④仕事と子育て・介護等との両立支援

①性と生殖に関する啓発と10代への健康支援

②生涯を通じた健康支援

①自立と安定した暮らしに向けた環境整備 **新規**

①配偶者暴力の未然防止と早期発見の取組

②相談体制の充実

③被害者の安全確保と自立に向けた支援への取組

④性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた取組

⑤メディアにおける男女の人権尊重とメディアリテラシーの向上

①多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり **新規**

男女平等推進センター機能の充実

区・区民・民間団体間の連携・協働 **重点**

葛飾区女性活躍推進計画

葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第3次）

## 2 基本目標と推進体制

### 目標 1 男女平等意識を持ち、 あらゆる分野への男女共同参画を推進します

誰もが性別に関わりなく、自らの意思によって個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

#### 課題 1 男女平等の意識づくりと理解の促進

##### 子どもたちへの男女平等教育

子どもたちの男女平等意識を培うことは、将来の男女平等社会の基盤づくりにつながります。その中で学校教育は重要な役割を果たしています。

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（以下、「区意識調査」という。）によると、男女平等社会実現のために、学校教育の場で力を入れるべきこととして、男女とも「男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実」「人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導」が上位に挙がっています。（図1-1-1）

子どもたちの将来が性別により固定化されず、主体的に自分の進路等を決定し、個性と能力を発揮できる環境をつくるためには、子どもたちへの男女平等に関する教育・学習を充実させるとともに、研修などにより指導者である教員などの男女平等意識を高めることが重要です。

##### 区民への男女平等の啓発

区民一人ひとりの男女平等意識を高めるためには、区において、区民の学習機会を充実させることが重要です。

区意識調査によると、男女の地位の平等観について、《学校教育の場》では、「平等である」との評価が5割近くを占めているものの、《政治の場》《社会通念・慣習・しきたり》《家庭生活》《職場》については依然として、「男性優遇」との評価が高くなっています。（図1-1-2）

こうしたことから、男女平等社会実現に向けて更なる理解の促進を図るため、区において、様々な機会を捉えて、男女平等に関する啓発を行うことが求められています。

##### 家庭生活に対する男性の意識改革

そして、男女平等社会の実現には、社会のあらゆる場面において、男女がともに責任を担うことが必要ですが、家事・育児・介護等の家庭責任については、女性がその多くを担っているというケースが少なくありません。

生活の中の「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」に関する優先度について、区意識調査における男性の回答は、希望として、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が3割近くと高くなっているほか、「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』のすべてを優先したい」という人も1割台半ばを占めています。このことから、男性自身も、仕事だけにとらわれず、家庭や地域に関わりを持って生活を送ることを希望していることがわかります。しかしながら、現実には、いずれの項目の比率も希望を下回り、「『仕事』を優先している」が4割近くを占めています。(図1-1-3)

また、男性の家庭参画に必要なこととして、「男性が家事・育児・介護を担うことに対する職場の上司や同僚の理解」等、職場環境の改善という面だけではなく、「男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち」「男性が家事・育児・介護に参加することへの抵抗感をなくすこと」という男性の意識面に関わる回答が、男女ともに高くなっており、「男性自身の家事・育児・介護の知識の習得やスキルの向上」と答えた割合は、女性より男性の方が高くなっています。(図1-1-4)

こうしたことから、仕事以外の場面での活躍を希望し、家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画したいと考える男性に対し、さらなる意識啓発を行い、併せて学習の機会を増やすことで、男女が互いを理解し、支え合う社会の実現を目指します。

図1-1-1 男女平等社会実現のために、学校教育の場で力を入れるべきこと  
(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)

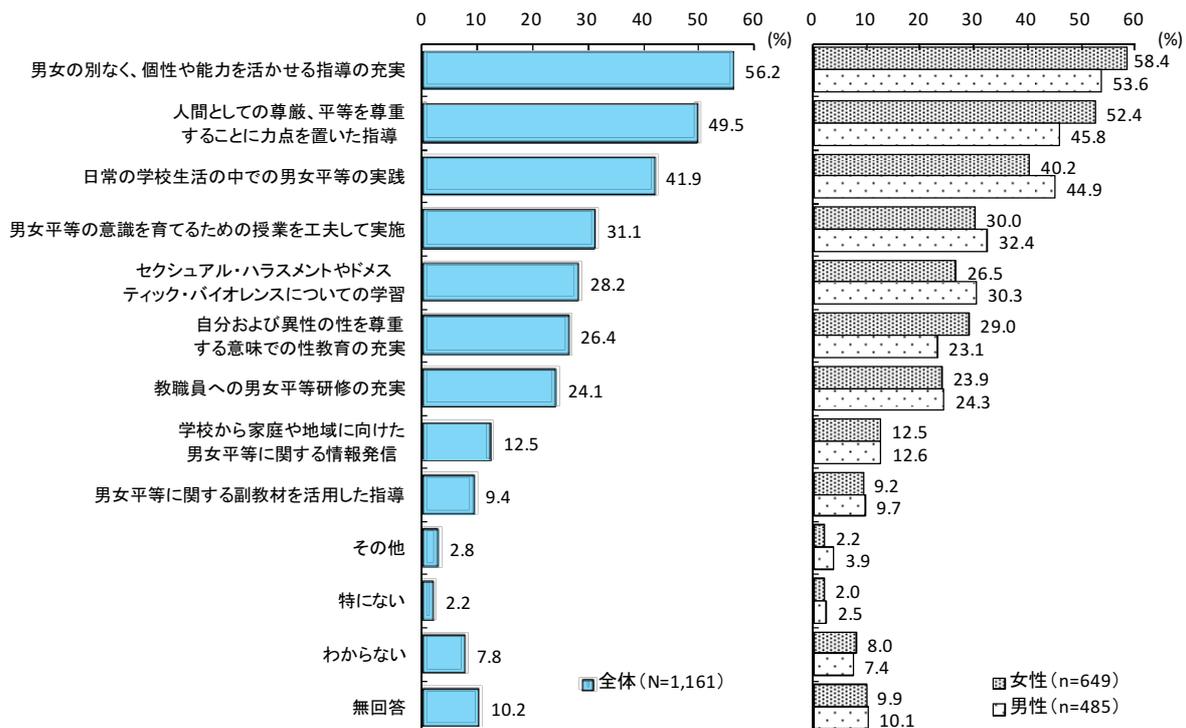


図1-1-2 男女の地位の平等感  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)

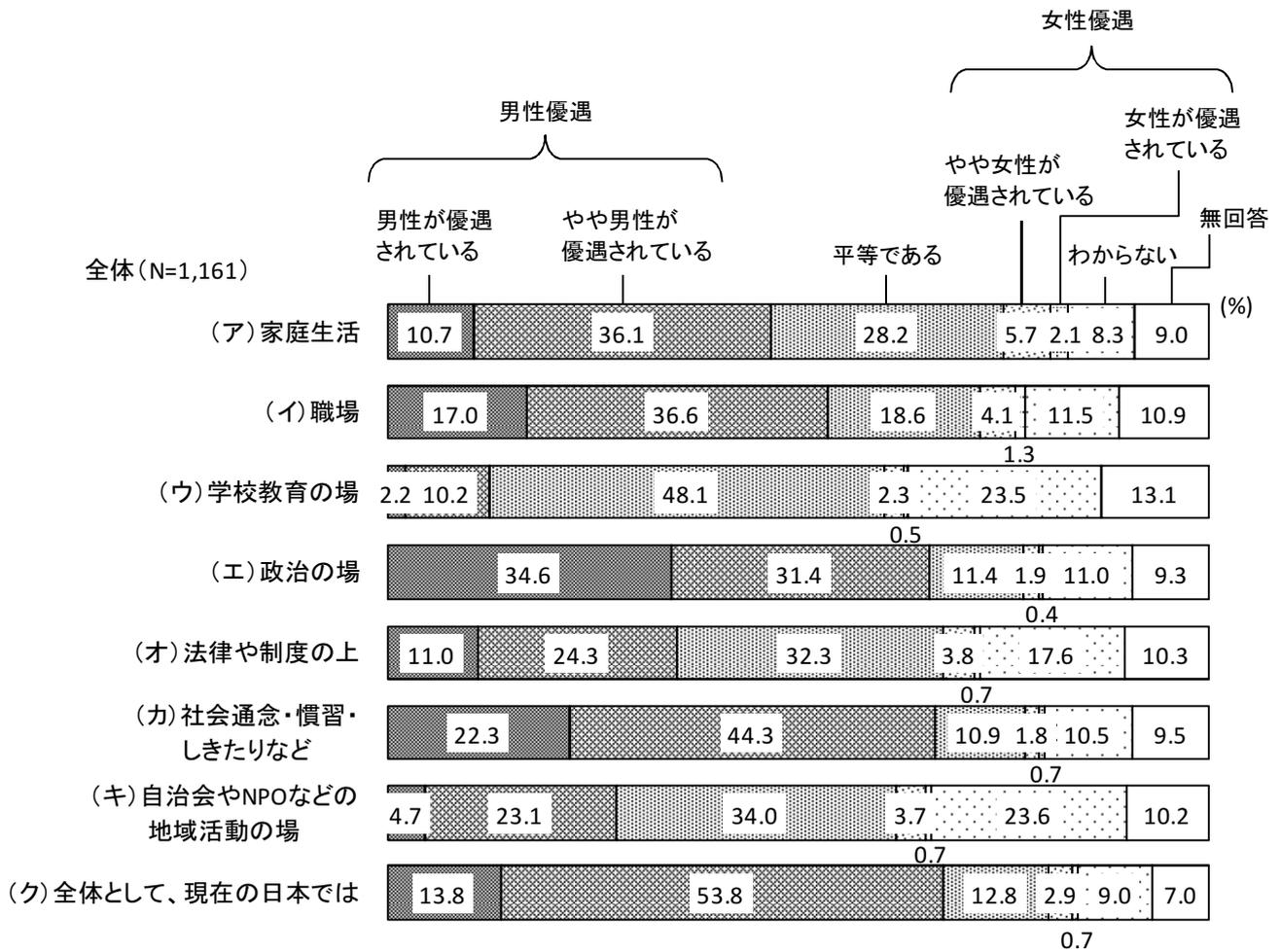


図1-1-3 優先度の希望と現実  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)

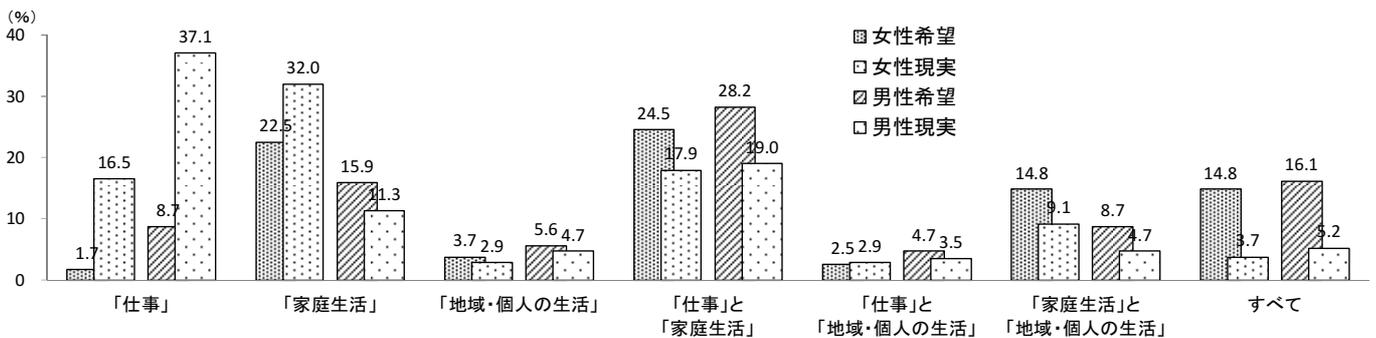
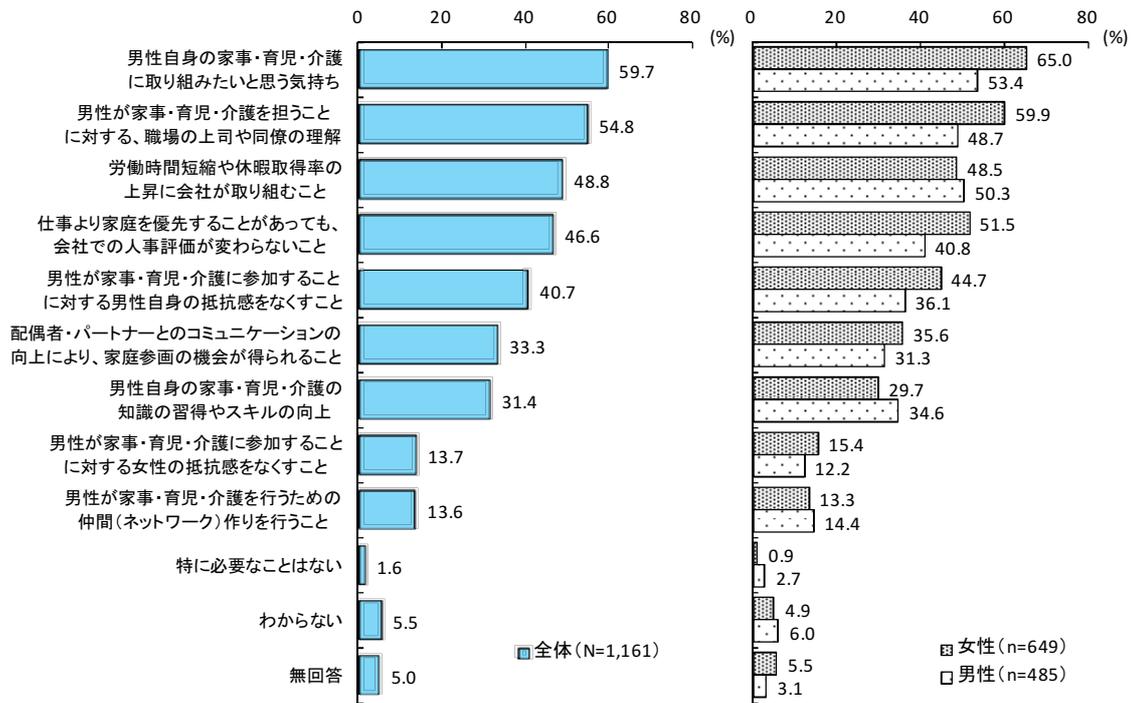


図1-1-4 男性の家庭参画に必要なこと  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)



## 施策の方向 1

学校等において子どもたちが男女平等について考える機会を設け、男女平等意識の形成に取り組みます。また、教員や保育士を対象とした研修を行い、男女平等教育の推進につなげます。

学校等における男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>• 学校での人権教育の推進</li><li>• 学校における男女平等にかかわる適正な指導</li><li>• 児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進</li><li>• 人権教育に関する研修等</li><li>• 男女平等教育を進めるための教員研修</li><li>• 男女平等保育を進めるための保育士研修</li></ul>
------------------	--

## 施策の方向 2

講座・講演会の開催や啓発誌の発行、男女平等推進センターでのイベント等を通じて、区民の男女平等意識を高めます。また、区職員の昇任時といった機会を捉え、男女平等を含む人権全般の研修を実施することにより、職員自ら男女平等意識の向上に努めます。

男女平等の意識づくりと情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>• 男女共同参画週間に向けた取組</li><li>• 男女平等に関する講座・講演会</li><li>• 固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成</li><li>• パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）</li><li>• 啓発物等の発行</li><li>• かつしか区民大学</li><li>• 職員を対象とした男女平等・人権研修</li></ul>
-----------------	---

## 施策の方向 3

**重点**

### 葛飾区女性活躍推進計画

家事・育児・介護などの家庭責任の多くを女性が担っている現状に対し、男性も女性と協力してこれらを担うことを目指し、男性対象講座の開催や男性向け冊子の発行、その他家庭生活に関わる取組を実施し、男性の家庭生活への意識啓発及び参画を促進します。

男性の家庭生活への意識啓発と参画支援	<ul style="list-style-type: none"><li>• 男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発</li><li>• 男性向け冊子の作成 <b>新規</b></li><li>• ハローベビー教室・パパママ学級（母親学級）</li><li>• 育児学級（2か月児・5か月児） <b>新規</b></li><li>• 葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進</li></ul>
--------------------	---

## 課題2 男女の参画推進

### 政策・方針決定過程への女性の参画

政策・方針決定過程の場に男女が対等に参画し、ともに責任を担うことは、多様な意見を反映させることにつながり、ひいては様々な利益を男女が平等に享受することにつながります。

国においては「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」との目標を掲げています。区では、審議会、委員会の女性委員の割合が27.1%、女性議員数の割合が23.1%となっています（平成28年3月31日現在）。

こうした現状にあって、区意識調査においても、区議会議員等に占める女性議員数について、男女とも約6割の人が、女性議員数が現状よりも増えることに肯定的な回答をしています。（図1-2-1）また、政治や行政への女性の参画に必要なこととして、男女とも「区が女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の管理・監督者昇進を促す計画を作成する」等が挙げられています。（図1-2-2）

このようなことから、男女平等社会を実現するためにも、女性の人材育成や能力開発への支援を通じて、指導的立場やあらゆる分野への女性の参画を進めるとともに、審議会等において男女の意見がバランスよく反映されるよう、男女の均等な登用を促進することも求められています。

### 地域における男女共同参画

地域では、子どもの育成、高齢者福祉、防災活動などの様々な活動が、区民自身の手で担われています。地域課題への区民の自主的な学習活動に対し、区が必要に応じて携わり、男女平等の視点から提案や情報提供を行うことは、地域における男女共同参画の推進につながります。

### 防災分野における男女共同参画

男女共同参画の課題のひとつとして、防災分野における男女共同参画が挙げられます。東日本大震災などの過去の災害時に、女性向けの衛生用品が十分に準備されていなかったり、避難所によっては、着替えや入浴、乳幼児を抱えた母親の授乳等において女性に配慮した場所が確保されていないなどという問題がありました。また、避難所において、女性に対する性的な暴力があったという事例も報告されています。

区意識調査によると、地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこととして、男女とも「性別に応じてプライバシー（更衣、授乳、トイレ、就寝スペース等）を確保するような避難所運営を行うこと」が最も高くなっているほか、「災害時要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）など、さまざまな状態の人の視点を取り入れた避難所運営を行うこと」が6割を超え、「行政が作成する地域防災計画や各種対応マニュアルに、男女双方の視点や、さまざまな立場の視点を反映すること」も4割

近くを占めています。(図1-2-3)

男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するためには、女性と男性のニーズの違いに的確に対応できるよう、防災・復興対策の企画・立案から決定に至るまでの過程において女性の視点を反映させていくことが必要です。

図1-2-1 区議会議員等に占める女性議員数の評価  
(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)

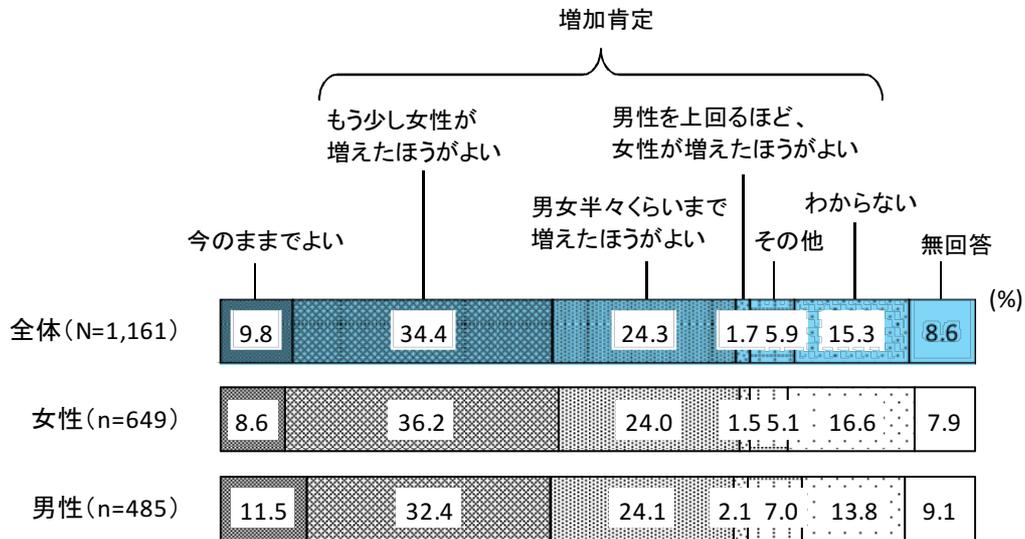


図1-2-2 政治や行政への女性の参画推進に必要なこと  
(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)

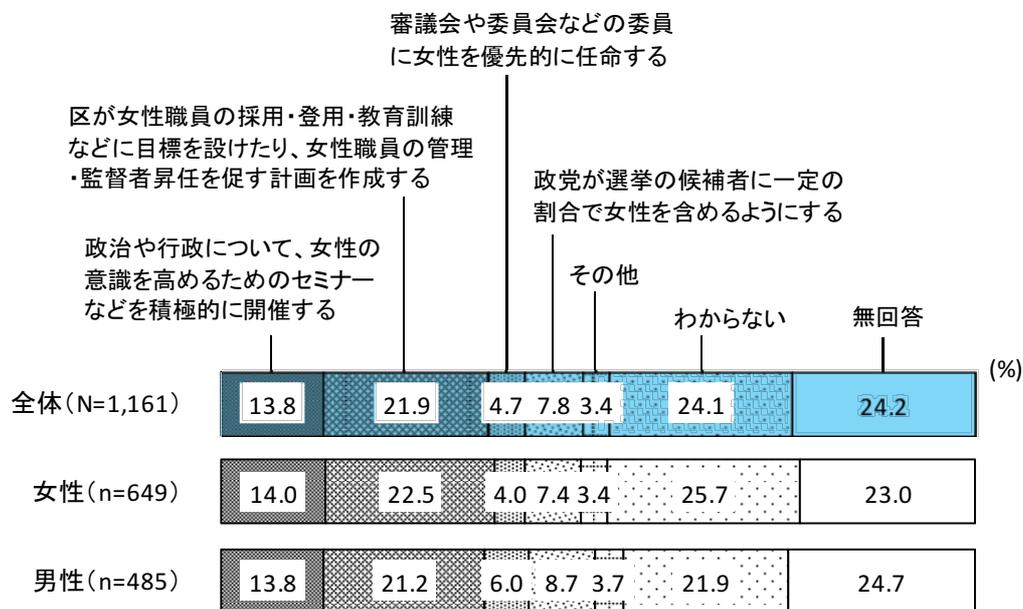
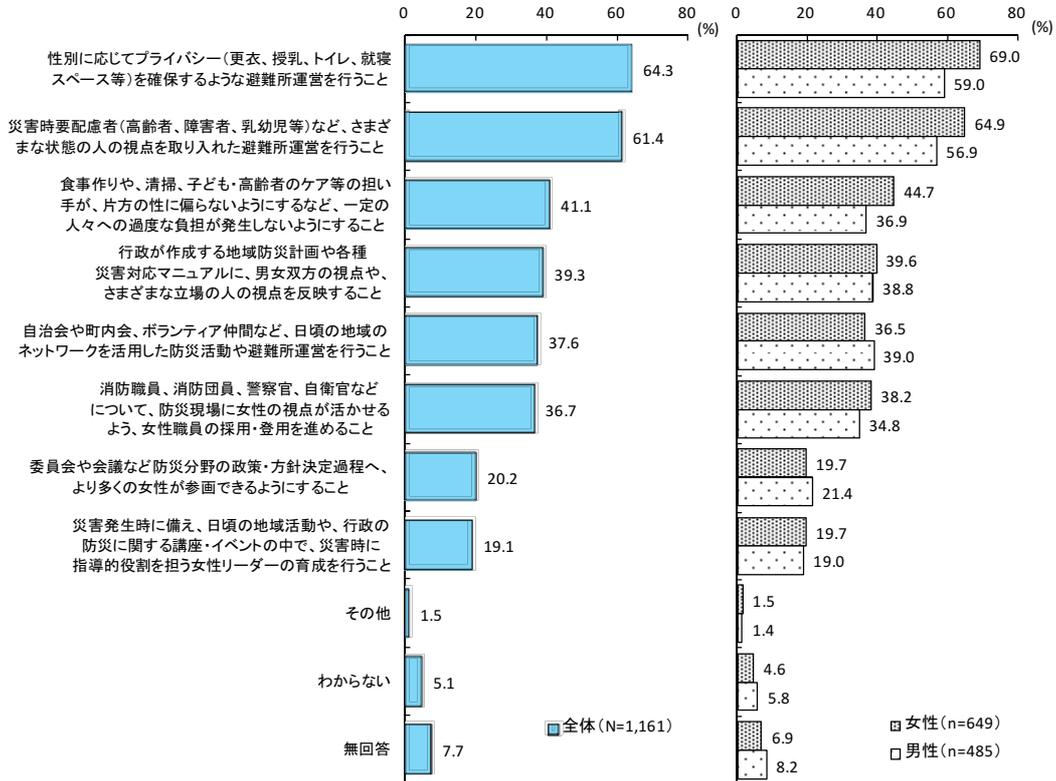


図1-2-3 地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこと  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)



## 施策の方向 1

### 葛飾区女性活躍推進計画

区の政策・方針決定過程の一つである審議会や委員会などにおける女性の登用促進に取り組み、その状況を公表します。また、区の女性職員を対象としたキャリア形成支援等に取り組み、その個性と能力の発揮につなげ、区政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 審議会等への女性の積極的な登用</li><li>・ 「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進</li><li>・ 「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表</li><li>・ 区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり</li><li>・ 葛飾区女性職員活躍推進計画 第一期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進 <b>新規</b></li><li>・ 高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ</li></ul>
--------------------	---

## 施策の方向 2

自治町会やPTAなど、地域で活動する団体を対象として、講座の共同企画や講師の派遣を行い、地域における男女共同参画を推進します。

地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企画講座（地域団体向け）</li><li>・ 家庭教育応援制度</li></ul>
-------------------	---

## 施策の方向 3

### 新規

防災に関わる講座を実施し、防災市民組織等への女性参画の重要性など、男女平等の視点に関する課題について参加者とともに考え、防災まちづくりにおける男女共同参画を進めます。

防災・まちづくりへの男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災に関わる講座 <b>新規</b></li></ul>
---------------------	--

## 目標2 すべての人が生き生きと暮らすための 支援を充実します

仕事と生活の調和が図られ、男女がともに健康で充実した職業生活、家庭生活、社会生活を送ることができる社会の実現を目指します。

### 課題1 仕事と生活の調和の推進

#### ワーク・ライフ・バランスの実現

就業は、生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。個人の多様な価値観やライフイベントに応じた柔軟な働き方の実現に向けて、「ワーク・ライフ・バランス<sup>(※1)</sup>」(仕事と生活の調和)の考え方やメリットを、個人や企業に向けて発信していく必要があります。

区意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこととして、男女とも「残業を減らしたり、年休をしっかりとる」「仕事の段取りを工夫し、効率よく仕事をする」「保育所・学童保育などの育児環境を充実させる」「男女ともに仕事も家庭もという意識の普及を図る」が高くなっています。(図2-1-1)

#### 企業に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現には、企業における取組が必要不可欠です。育児・介護休業法に則った就業規則を作成するなど、社員が働きやすい職場環境を整えることは、優秀な人材の定着にもつながります。しかし、育児休業と介護休業の利用状況について区意識調査の結果をみると、育児休業は女性で約10%、男性では1%にも満たない状況であり、また、介護休業は、男女とも1%台に留まっています。(図2-1-2、2-1-3)働き方を改革することは、人々の生活に直結すると同時に、企業にとっても重要な課題です。働く人が法律や制度への理解を深め、積極的に休業制度の取得を進めるとともに、企業においてワーク・ライフ・バランスを実践することが企業にとってもメリットとなることを、働く人や企業に向けて啓発していく必要があります。

#### 女性の再就職等への支援

多様な生き方・働き方を前提に、どのようなライフプランを個人が選択した場合でも、再就職や起業などの際に、能力を十分に発揮できる就労環境の整備・支援が必要とされています。区意識調査によると、女性の再就職に対する支援として求められるものは、男女とも「保育所・学童保育クラブなどの保育施設の充実」「出産などで退職した後に希望すれば復帰できる再雇用制度の充実」「家族の理解と協力」が高くなっています。(図2-1-4)

結婚・出産などにより離職した後、再び就業を希望する女性に対して、再就職等に

ついでの情報提供、保育サービスの充実、職業能力開発や再就職の場の拡大等を行うことが必要です。

### 仕事と子育て介護等との両立支援

働くことを望む人々が、二者択一を迫られることなく、安心して「仕事」と出産・育児など「家庭生活」との両立を可能とさせるためには、多種多様なニーズを踏まえて、育児・介護等に関するサービスを提供することが必要です。

※1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：区民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいう。

図2-1-1 ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと  
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年）

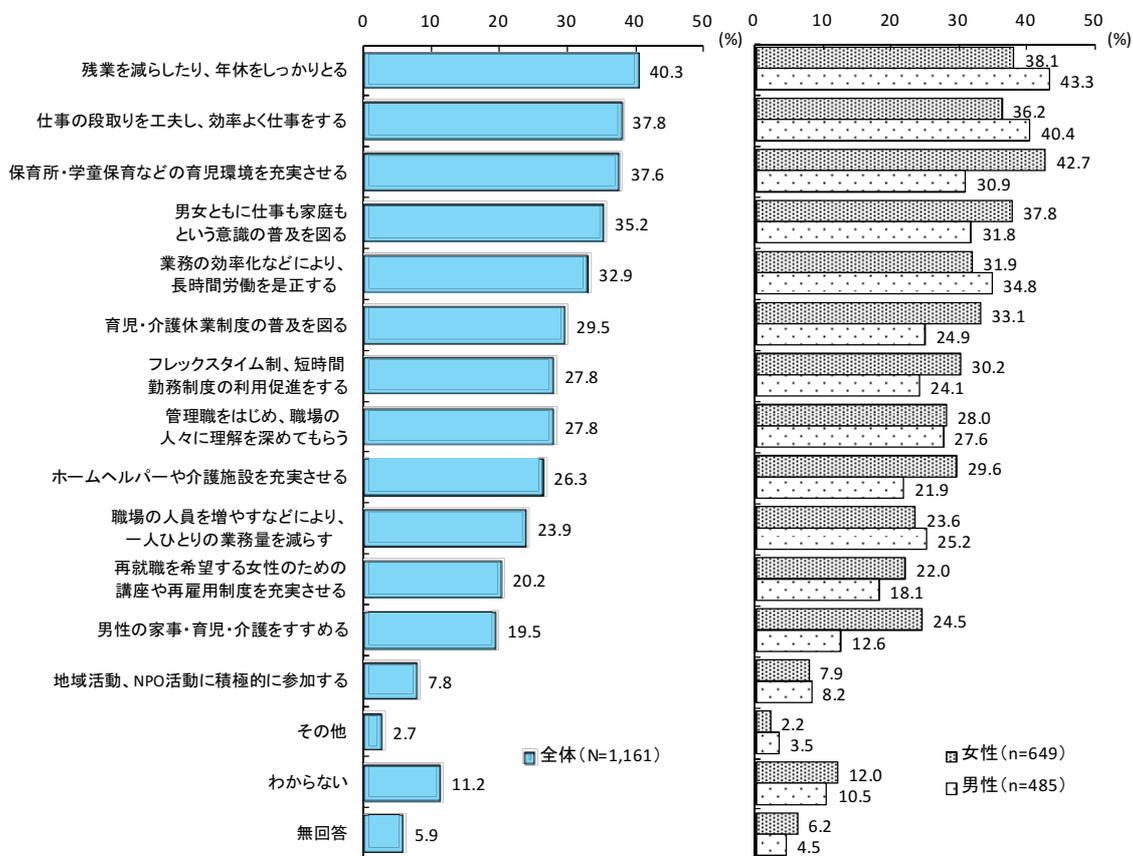


図2-1-2 育児休業の利用状況  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)

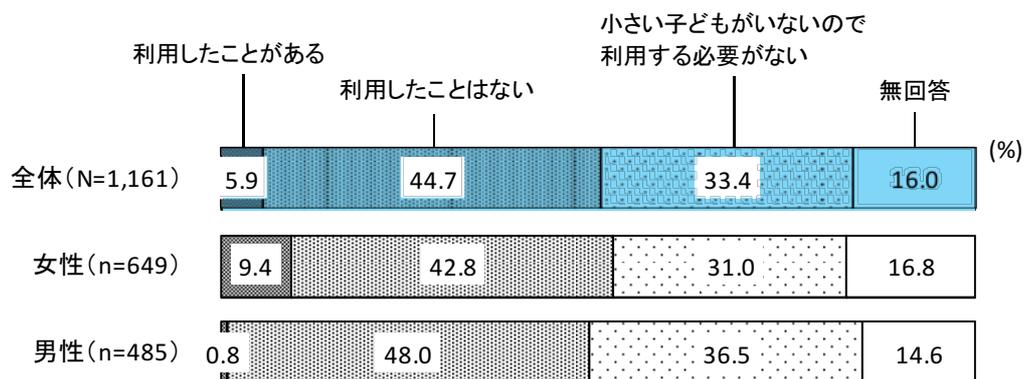


図2-1-3 介護休業の利用状況  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)

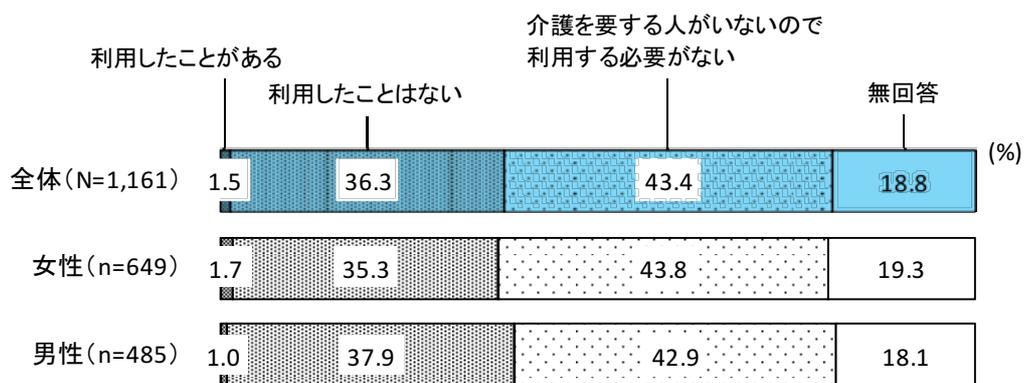
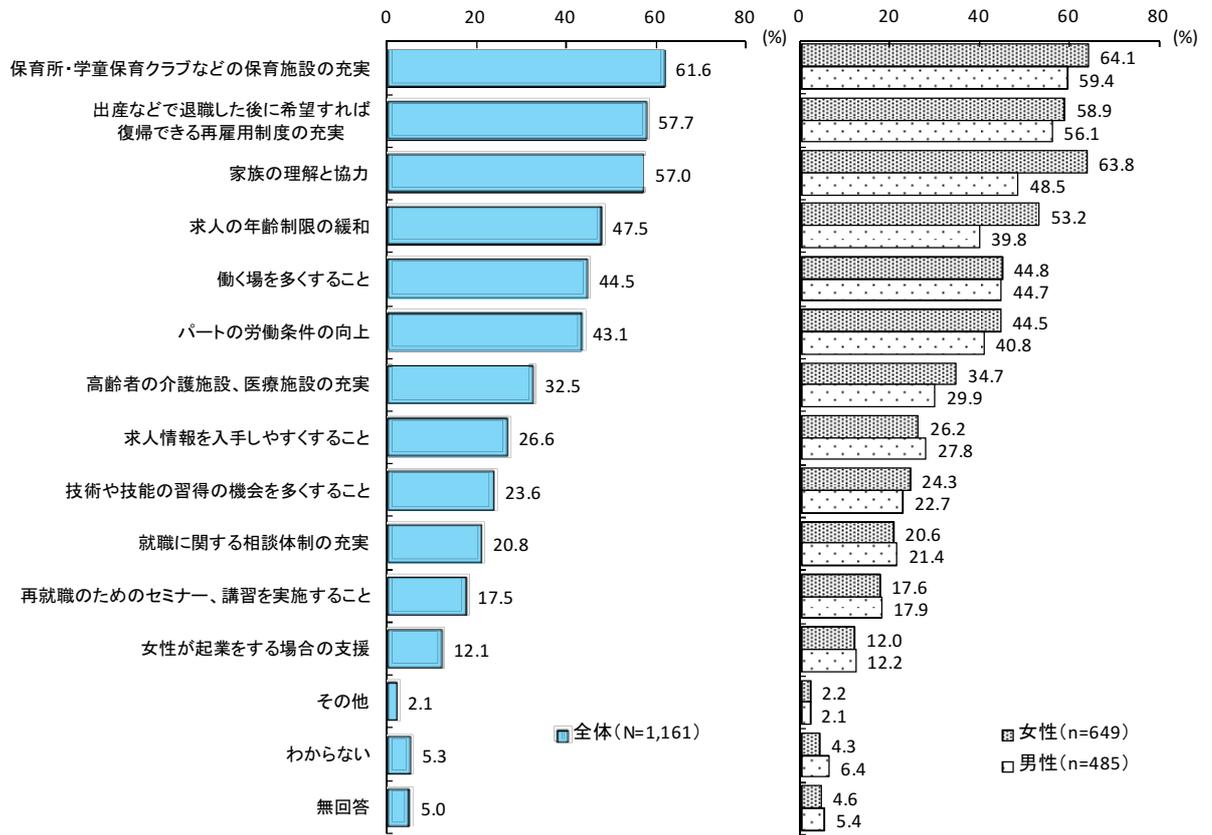


図2-1-4 女性の再就職に対する支援  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)



**施策の方向 1****葛飾区女性活躍推進計画**

男女がともに、それぞれの希望に応じて、仕事と子育て・介護・地域活動等の調和を図り、健康で充実した生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会等を実施します。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会</li> <li>・葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進</li> </ul>
-----------------------	--

**施策の方向 2****葛飾区女性活躍推進計画**

企業に対するワーク・ライフ・バランスの支援として、労働環境改善に向けた就業規則の改正等を行うアドバイザーの派遣や、セミナーの開催、事業所向け情報誌の発行等を行います。

企業の労働環境改善に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業</li> <li>・企業向けセミナー</li> <li>・事業所向け情報誌の発行</li> </ul>
-----------------	--

**施策の方向 3****葛飾区女性活躍推進計画**

女性の職業生活の継続のための支援として、区民に向けて、就職や労働に関する講座やセミナーなどを開催します。また、固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成として、学生や保護者に向けた進路選択講座を開催します。そして、区職員を対象としたキャリア形成支援等も実施します。

女性の職業生活継続のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職講座</li> <li>・女性のためのしごと相談</li> <li>・キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業）</li> <li>・女性の就業・創業支援事業</li> <li>・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成【再掲】</li> <li>・葛飾区女性職員活躍推進計画 第一期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進 <b>新規</b>【再掲】</li> <li>・葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進【再掲】</li> </ul>
-----------------	--

## 施策の方向 4

## 葛飾区女性活躍推進計画

待機児童解消に向けた認可保育所や小規模保育事業所等の整備や、高齢者の在宅生活を支援するサービスなどを通じて、家庭や地域における多種多様なニーズに応え、仕事と子育て・介護等との両立支援につなげます。

仕事と子育て・介護等 との両立支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育園等の多様な保育サービスの充実</li><li>・ 学童保育クラブ事業の充実</li><li>・ ファミリー・サポート・センター事業</li><li>・ ショートステイ・トワイライトステイ事業</li><li>・ ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業</li><li>・ しあわせサービス事業</li><li>・ 在宅高齢者福祉サービス</li><li>・ 葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と子育ての両立のための環境整備</li></ul>
----------------------	---

## 課題2 健康支援

### 互いの性の尊重

生涯を通じて心身共に健康な生活を送ることは、すべての人々の願いです。男女が互いの違いを知り、お互いの人権を尊重し合うことは、男女平等社会を形成していくために欠かすことはできません。

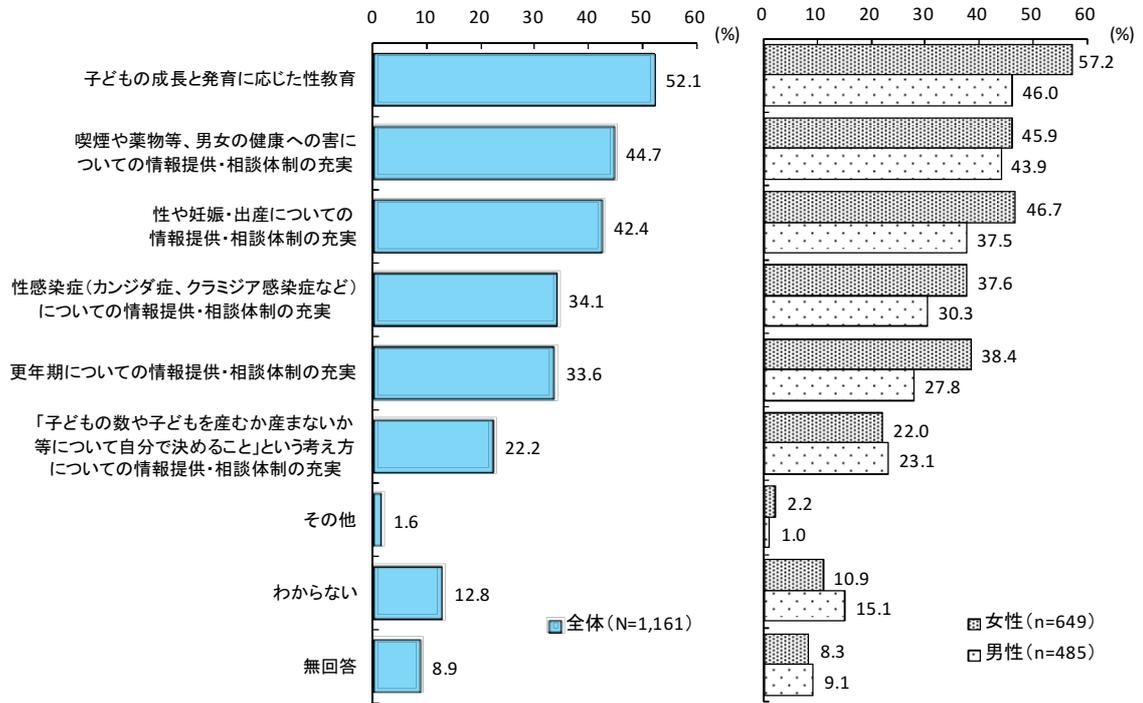
区意識調査によると、性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこととして、男女とも「子どもの成長と発育に応じた性教育」「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が高くなっています。(図2-2-1)

こうしたことから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)(※1)の理念の普及を推進するとともに、発達段階に応じて男女の性の違いを理解し、互いの性を尊重する心を育む教育をしていくことが重要です。また、女性が思いがけない妊娠をしたときには、ひとりで悩みや戸惑いを抱えることも多く、肉体的にも精神的にも大きな負担になることがあります。特に若年女性の場合、家族に打ち明けられず、専門の相談機関にもつながらないまま時間が経過してしまうケースもあります。女性の妊娠・出産については、産む・産まないに関わらず、本人の気持ちに寄り添う支援が必要とされています。

また、女性は、妊娠・出産や女性特有の疾病など、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、ライフステージの各段階に対応した適切な健康支援をしていくことも求められています。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利):平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

図2-2-1 性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこと  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)



### 施策の方向 1

女性が妊娠・出産などについて自ら意思決定できるよう、講座による啓発や、当事者へ各種支援を実施します。また、学校において、子どもの成長段階に応じた性教育を実施します。

性と生殖に関する啓発と10代への健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性と生殖に関する健康と権利」事業</li> <li>・児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進【再掲】</li> <li>・エイズ・性感染症対策の充実</li> <li>・母子健康手帳の交付（10代への支援）<b>新規</b></li> <li>・妊娠・出産どうしようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～<b>新規</b></li> </ul>
----------------------	--

### 施策の方向 2

男女ともに生涯を通じて健康に暮らせるように、健康診査などを通じて病気の予防や早期発見を行います。また、主に妊娠・子育て期にある女性に対し、相談事業等を通じてこころの健康を支援します。

生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳がん検診</li> <li>・子宮がん検診</li> <li>・子宮頸がん予防ワクチン接種</li> <li>・前立腺がん検診</li> <li>・子育てママの健康チェック（母親健診）</li> <li>・妊婦健康診査事業</li> <li>・特定健康診査 <b>新規</b></li> <li>・葛飾区基本健康診査</li> <li>・特定不妊治療費助成事業</li> <li>・20歳代・30歳代健康診査</li> <li>・親と子のこころの相談室</li> <li>・妊婦歯科健康診査事業 <b>新規</b></li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業 <b>新規</b></li> <li>・エイズ・性感染症対策の充実【再掲】</li> </ul>
------------	---

**生活上の困難を抱える様々な人々への支援**

ひとりきりの子育て・介護や、地域での孤立、経済的な困窮など、生活上の困難を抱える人々に対する支援が必要とされています。被保護世帯数は、全国と東京都のいずれも年々増加しており（図2-3-1、2-3-2）、生活上の困難な状況に対応するとともに、防止するための取組が必要とされています。

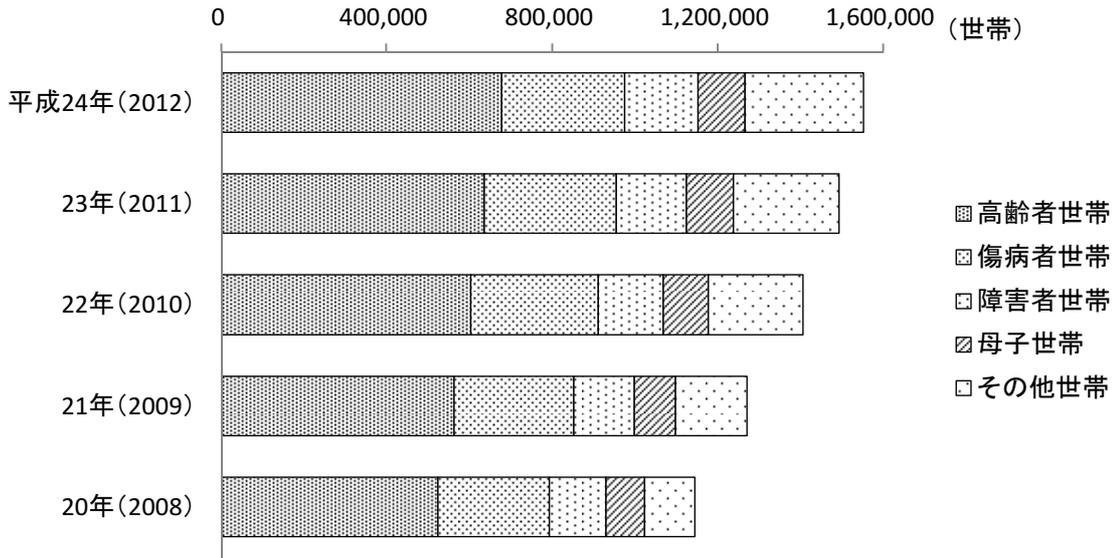
ひとり親世帯においては、就労の機会が得られない、あるいは希望する職種・雇用形態以外の就労により、子どもの養育費用や時間が確保できないというケースも少なくありません。厚生労働省の「国民生活基礎調査（平成25年）」によると、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率（※1）は、大人が2人いる世帯で10%前後を推移しているのに対して、大人が1人の世帯は、昭和60年以降、いずれの調査年度においても50%を超えており（図2-3-3）、大人一人で子どもを養育する世帯が経済的に困難な状況に置かれていることがわかります。就労については、資格取得などの就業支援を行うと同時に、家事育児等の援助や相談体制の整備を行うことが重要です。

また、高齢者、特に高齢単身女性は、高齢期に達するまでの働き方や、税制・社会保障制度の影響による就業調整の影響もあり、その積み重ねとして経済的に困難な状況に陥りやすいという問題があります。高齢者の人口比が高まることに伴い、地域の中において、高齢者が尊厳を持ち、誰もがいきいきと安心して暮らし続けることができる社会の確立が求められています。住み慣れた家で、自立した生活を送るための支援として、要介護にならないための予防や日常生活のサポートなどが必要です。

さらに、障害者が自立し、社会を支える一員として働き、地域社会に貢献するなど、充実した生活を送ることができるよう、年齢、障害の種類や程度に関わらず、就業や学習、地域活動などに参画できる機会を拡充すると同時に、各種サービスにより、介護者である家族の負担軽減を図ることが望まれます。

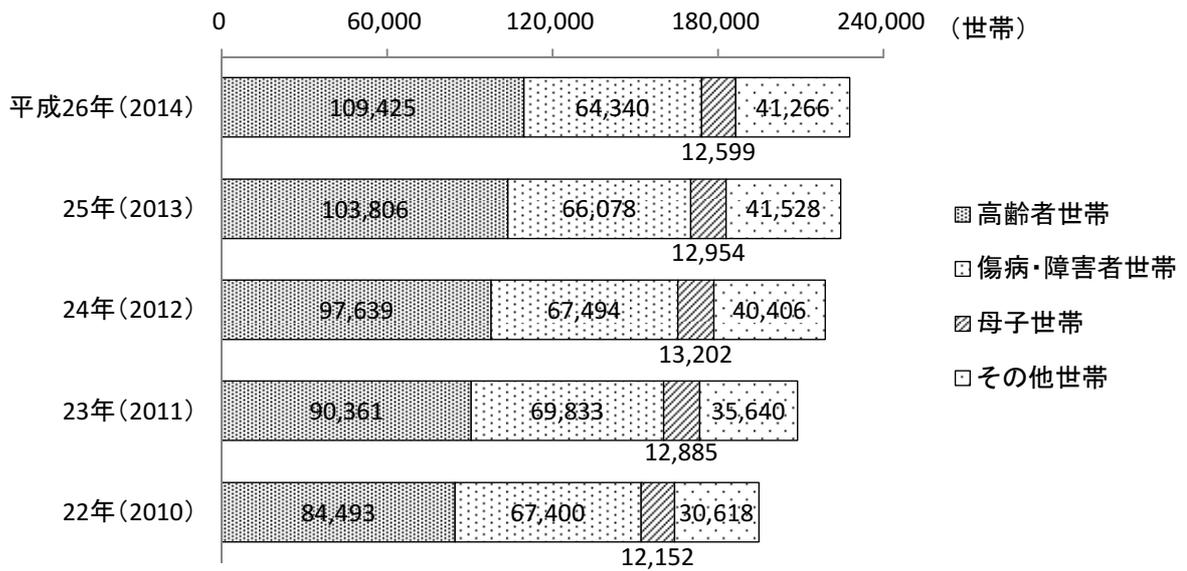
※1 相対的貧困率：OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

図2-3-1 被保護世帯の類型別世帯数の推移（全国）



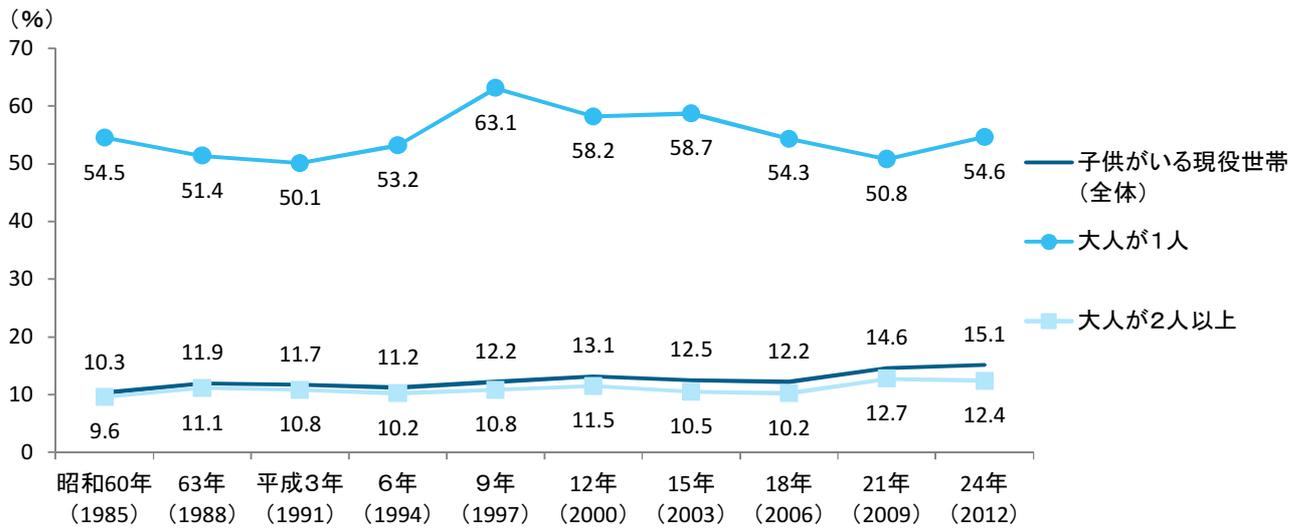
資料:国立社会保障・人口問題研究所資料より

図2-3-2 被保護世帯の類型別世帯数の推移（東京都）



資料:年報(福祉・衛生行政統計)(東京都福祉保健局/平成26年度)

図2-3-3 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率（全国）



資料：国民生活基礎調査(厚生労働省/平成25年)

- (注) 1. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 2. 大人が1人：現役世帯のうち、大人一人と17歳以下の子どもがいる世帯  
 3. 大人が2人以上：現役世帯のうち、大人二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯

## 施策の方向 1

### 新規

ひとり親や高齢者、障害者など、日常生活の上で困難な局面に立たされる人々に対して、様々な視点から必要とされる支援を行うなど、自立と安定した暮らしに向けた環境整備に取り組みます。

<p>自立と安定した暮らしに向けた環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 育児支援訪問事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span></li> <li>• ひとり親家庭自立支援事業</li> <li>• ひとり親家庭相談</li> <li>• 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span></li> <li>• 障害者の日中活動の支援</li> <li>• 障害者就労支援事業</li> <li>• 介護予防・日常生活支援総合事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>【再掲】</li> <li>• 在宅高齢者福祉サービス【再掲】</li> <li>• ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業【再掲】</li> <li>• しあわせサービス事業【再掲】</li> <li>• 葛飾区基本健康診査【再掲】</li> <li>• 都営住宅優遇抽選の情報提供</li> </ul>
---------------------------	--

## 目標3 人権が尊重される社会づくりに 取り組みます

あらゆる暴力を未然に防ぎ、被害者を早期に発見して安全確保と自立支援に取り組みむとともに、多様な性・生き方を認める人権が尊重される社会の実現を目指します。

### 課題1 あらゆる暴力の根絶

#### 配偶者等からの暴力の実態

すべての人が安心して暮らせるよう、あらゆる暴力を生み出さない社会の実現が求められています。特に、配偶者等からの暴力(「ドメスティック・バイオレンス(※1)」。以下「DV」という。)は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

しかしながら、平成27年の区意識調査において、DVの経験の有無及びその内容について尋ねたところ、女性では「暴力を受けたことがある」と回答した人の割合が、平成22年時の調査と比較して、ほぼすべての項目において増えています。(図3-1-1)

DVは、親密な関係において行われる暴力であり、家庭内で行われるため、外部からその発見が困難であり、実態が潜在化する傾向があります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があるほか、DVは夫婦間や個人の問題であると片づけられてしまう面があります。また、親密な関係における暴力は夫婦間に限りません。恋人間における交際相手への暴力は「デートDV」と呼ばれ、主に若年層において、被害者・加害者を生まないための予防啓発が進められています。

#### DV防止に向けた啓発と被害者支援

区意識調査によると、DVの防止及び被害者支援のために必要な対策としては、「家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発」「身近で配偶者やパートナーによる暴力に気付いたら、周囲の人が通報することが大切であるという意識づくりを行う」等、人々の意識面に働きかけるものが上位に挙げられています。(図3-1-2) 配偶者暴力の根絶には、暴力を容認しない社会環境を整備することや、周囲の人々が配偶者暴力に気付いた際に関係機関へつなぐことが重要です。

DV被害者の支援のためには、相談体制の整備だけでなく、被害者の早期発見、一時保護、さらに生活再建への支援まで関係機関が連携して、切れ目ない支援をしていくことが必要です。しかしながら、区意識調査によると、DVの経験者の相談の有無については、女性では「相談した」が3人に1人、男性では1割台に留まっています。

(図3-1-3) さらに、DVの防止及び被害者支援のために必要な対策として、「いざというときに駆け込める緊急避難場所(シェルター)の整備」、「住居や就労の斡旋、経済的援助など、自立して生活するための支援策の充実」など、生活支援に関するものが、区意識調査の中で上位に挙げられています。(図3-1-2)

DVの被害者相談体制を構築するためには、公的機関の相談窓口の周知を図るとともに、個人のプライバシーに配慮しつつ、的確な対応ができるよう相談に関わる職員の知識と能力の向上を図ることが求められています。

#### 性暴力やセクシュアル・ハラスメントと女性の人権

性暴力やセクシュアル・ハラスメント(※2)は、性別や年齢を問わず対象となった個人の心身や名誉・尊厳を傷つけたり、その能力の発揮を妨げるなど、生活に深刻な影響を与えます。

区意識調査をみると、セクシュアル・ハラスメントに関して不快な経験をしたという内容は多岐にわたり、相談経験は女性が34.8%、男性が13.8%となっています。(図3-1-4、3-1-5)

性暴力やセクシュアル・ハラスメントを解消していくためには、これらの行為が人権侵害であるとの認識に立ち、男女が互いの尊厳を重んじ対等な関係が築けるよう、啓発や情報提供、相談体制の整備などを一層推進する必要があります。

#### 男女平等の視点から見るメディア

そして現在、社会には女性を単なる性的対象とみなす表現等、女性の人権を侵害する情報が氾濫しています。こうした情報の中には、DVをはじめとして、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等につながる可能性のあるものも少なくありません。

区意識調査によると、性別役割分担や性・暴力等の表現についての意識としては、男女とも「子どもの目にふれないような配慮が足りない」「社会全体の性や暴力に関する倫理観が損なわれている」が高くなっているほか、とくに女性では「自分の意思と関係なく目に入ることがあり、気分を害する」が3割と、男性より高くなっています。(図3-1-6)

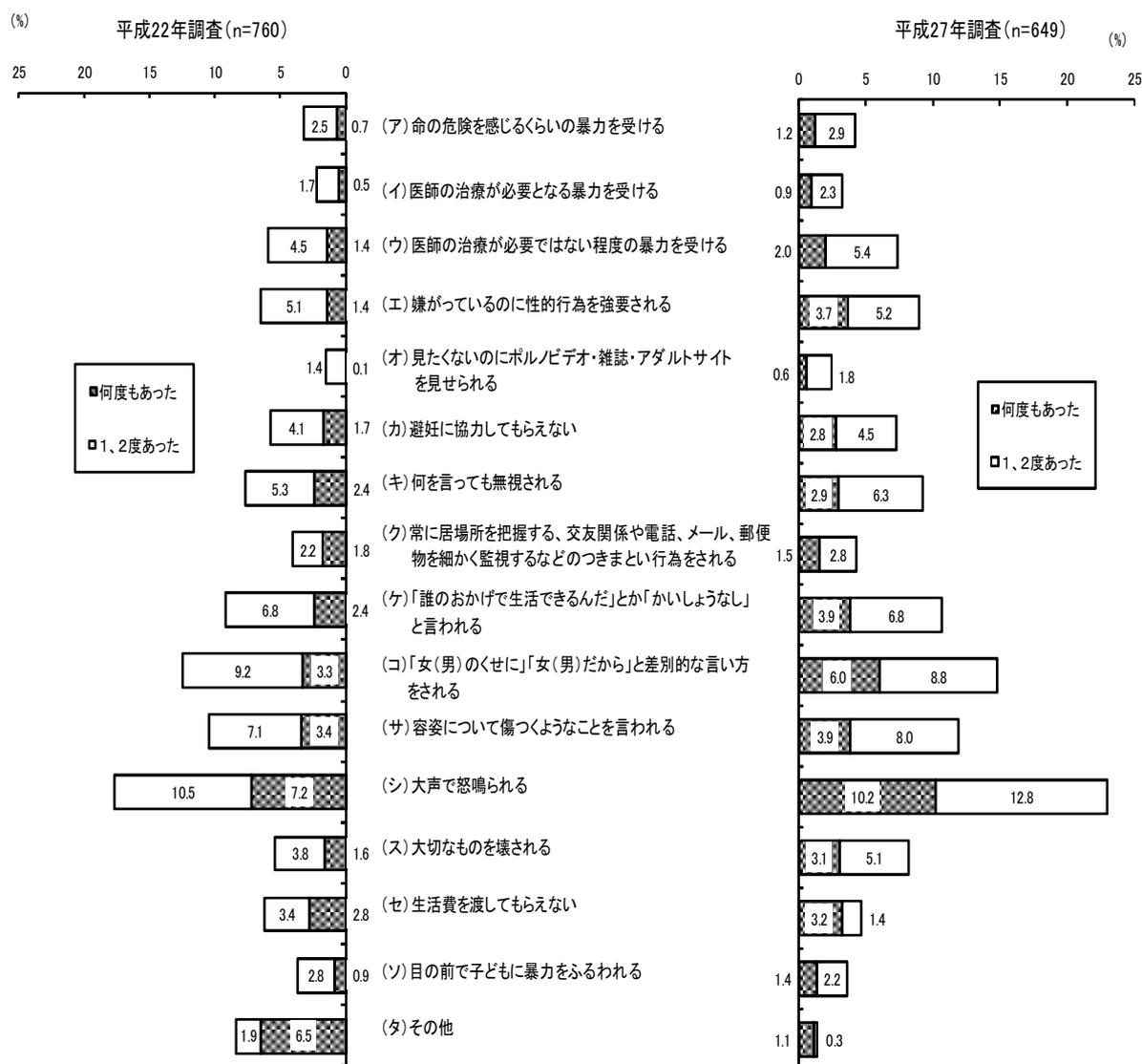
こうした情報の社会に対する影響力の大きさを考慮し、男女平等の視点に立って、女性の人権を侵害することのないよう、区民一人ひとりがメディア・リテラシー(※3)を身につけることが重要です。

※1 ドメスティック・バイオレンス：配偶者等の親密な関係にある、またはあった者(事実婚、元配偶者、共同生活者を含む)からの暴力をいう。「なぐる」「ける」、といった身体への暴力だけでなく、「大声でどなる」、「無視する」、「子どもに危害を加えるといっておどす」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力などがある。

※2 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な言動により相手に不快を与える性的いやがらせ行為をいう。

※3 メディア・リテラシー(情報識別・選択能力)：メディアが伝える様々な情報をうのみにするのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、活用できる能力のことをいう。また、メディアを適切に選択し発信する能力のことをいう。

図3-1-1 ドメスティック・バイオレンスの経験  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年、平成27年)



※平成22年調査の「(ク)」は「交友関係や電話、メール、郵便物を細かく監視される」である。  
 ※平成22年調査の「(タ) その他」は無回答を除いて処理しているため、(n=108)である。

図3-1-2 ドメスティック・バイオレンスの防止  
及び被害者支援のために必要な対策  
(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)

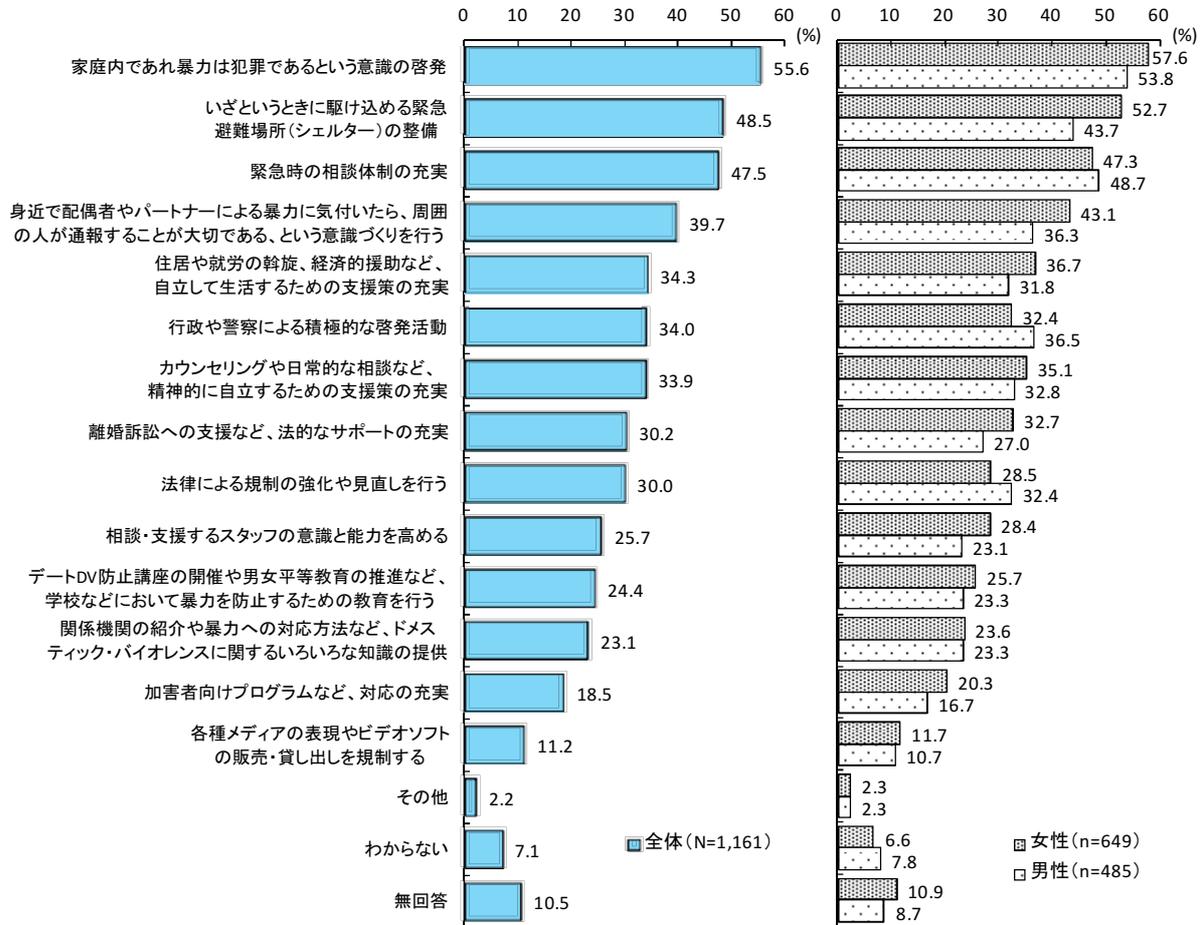


図3-1-3 相談の有無  
(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)  
＜図3-1-1のうち、平成27年分について、  
暴力を受けた経験がある人と回答した人へ質問＞

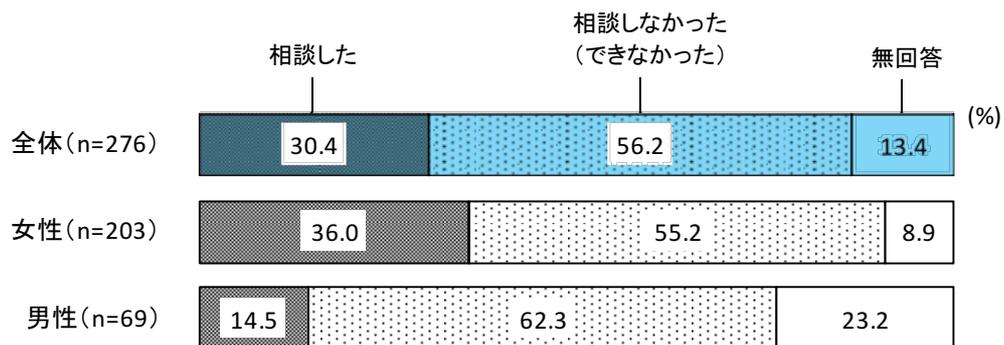


図3-1-4 職場でのセクシュアル・ハラスメントの経験の有無  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)

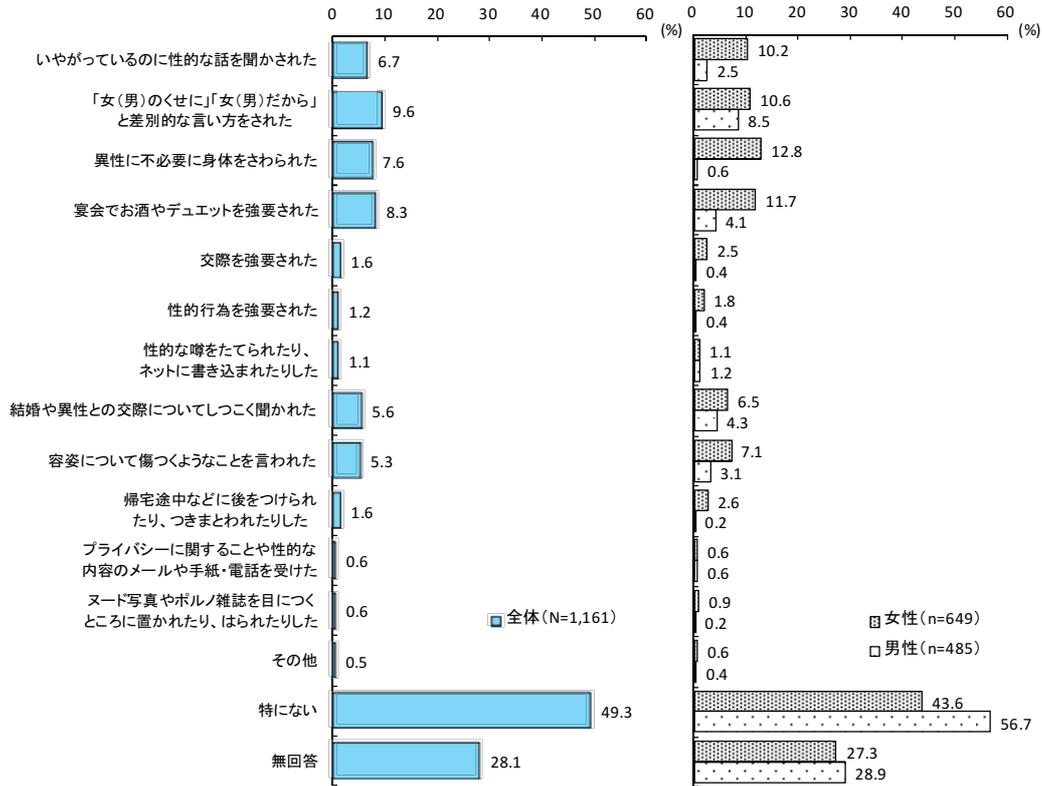


図3-1-5 相談の有無  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)  
 <図3-1-4でセクシュアル・ハラスメントを経験したことがあると回答した人への質問>

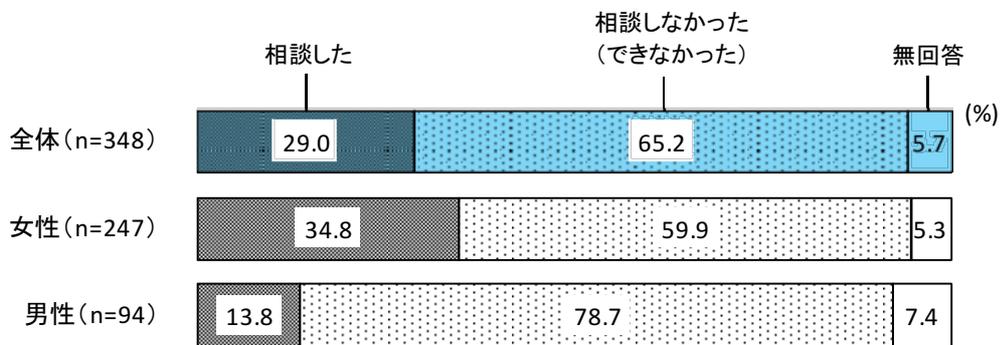
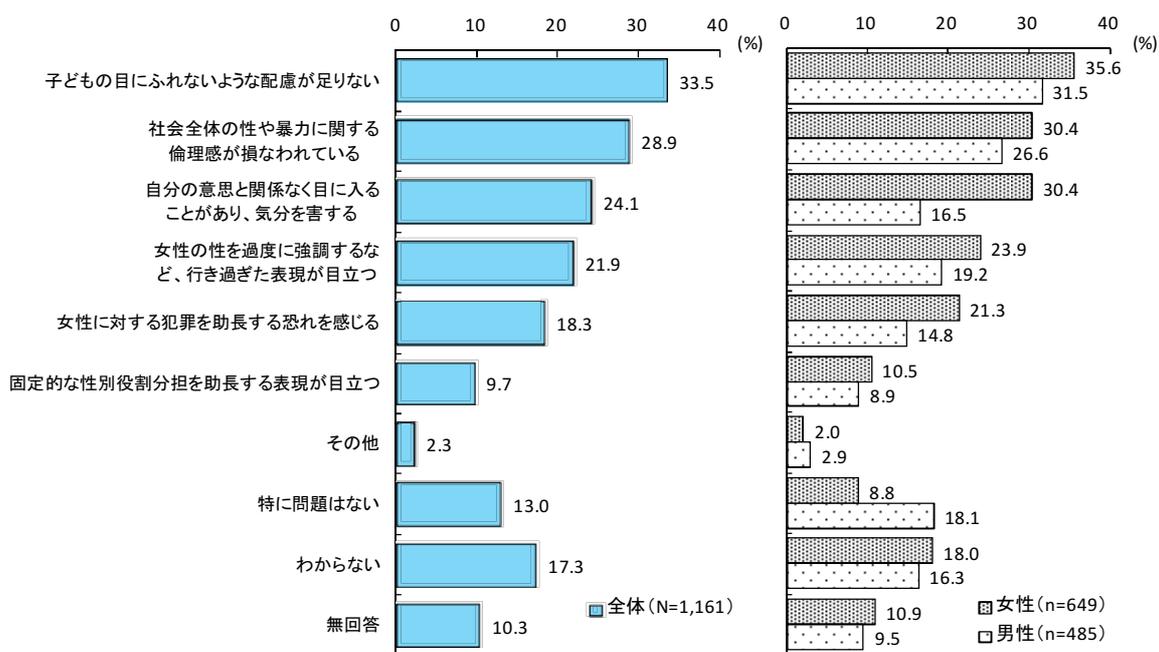


図3-1-6 性別役割分担や性・暴力等の表現についての意識  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)



## 施策の方向 1

### 葛飾区配偶者暴力防止計画

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であることを、様々な機会を捉えて発信します。家庭・地域などの場における、暴力の早期発見に取り組みます。

配偶者暴力の未然防止と早期発見の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・女性に対する暴力をなくす運動の推進</li><li>・若年層に向けた啓発</li><li>・子どもとその家庭に関するさまざまな相談 <b>新規</b></li><li>・要保護児童対策地域協議会</li><li>・高齢者虐待防止ネットワーク事業</li></ul>
--------------------	---

## 施策の方向 2

### 葛飾区配偶者暴力防止計画

配偶者暴力に関する相談窓口の周知や、相談事業の実施により、被害者が必要としている情報や支援の提供につなげます。

相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・配偶者暴力相談支援センター事業の取組</li><li>・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知</li><li>・女性に対する暴力相談（DV相談）</li><li>・女性相談</li><li>・ひとり親家庭相談【再掲】</li><li>・子どもとその家庭に関するさまざまな相談 <b>新規</b>【再掲】</li><li>・外国人生活相談</li><li>・住民基本台帳事務における支援措置</li><li>・高齢者虐待防止事業</li></ul>
---------	---

## 施策の方向 3

### 葛飾区配偶者暴力防止計画

被害者本人やその家族が安全に暮らせるための支援を行うとともに、自立に向けた支援を行います。

被害者の安全確保と自立に向けた支援への取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・DV関係機関との連携会議の運営</li><li>・窓口職員等研修</li><li>・女性相談【再掲】</li><li>・ひとり親家庭相談【再掲】</li><li>・高齢者虐待防止事業【再掲】</li><li>・都営住宅優遇抽選の情報提供【再掲】</li><li>・住民基本台帳事務における支援措置【再掲】</li><li>・被害者情報の適切な取り扱い</li></ul>
-----------------------	--

**施策の方向 4**

講座などを通じて、性暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を行います。

性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会</li> <li>・人権啓発紙による啓発</li> <li>・ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営</li> </ul>
------------------------------	---

**施策の方向 5**

人権尊重や男女平等の視点から、一人ひとりがメディアからの情報を正しく選択・活用できる能力を身に付けられるよう、メディア・リテラシーのさらなる向上を図ります。

メディアにおける男女の人権尊重とメディア・リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メディア・リテラシー向上に向けた講座</li> <li>・情報教育の推進（情報教育担当職員研修）</li> <li>・地域における有害広告物・不健全図書自動販売機の追放活動への支援</li> </ul>
-------------------------------	---

## 多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

年齢や性別、文化などの違いに関わらず、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、差別や偏見を解消するための取組が国や自治体において行われています。マスメディア等を通じてLGBT（※1）等、性の多様性についての情報を得る機会なども増え、幼い頃から身体の性と心の性のあり方に違和感を感じている人々や、同性に対して性的指向を持つ人々の存在も徐々に認知されつつあります。しかしながら、周囲の理解不足や偏見により、社会の中で様々な困難に直面する人もまだ多いのが現状です。

区意識調査によると、セクシュアル・マイノリティ（※2）の認知度は、男女とも6割を超えています。「初めて知った」という人も3割近くいます。（図3-2-1）また、性自認について悩んだ経験については、女性で約2%、男性で約1%となっています。（図3-2-2）

こうしたことから、誰もがお互いの個性を尊重し、かつ安心して充実した生活を送ることができるよう、性の多様性に関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための教育や啓発活動を積極的に進めるほか、相談等の支援に取り組んでいくことが必要とされています。

※1 LGBT：レズビアン（Lesbian）＝女性同性愛者、ゲイ（Gay）＝男性同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）＝性同一性障害など、の頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつ。

※2 セクシュアル・マイノリティ：性同一性障害（身体の性と心の性が異なる、または違和感を覚える）の人や、インターセックス（先天的な身体的性別が不明瞭である）の人、また、性的指向（恋愛の対象）が同性や両性に向かう同性愛者や両性愛者の人などのことをいう。

図3-2-1 セクシュアル・マイノリティの認知状況  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)

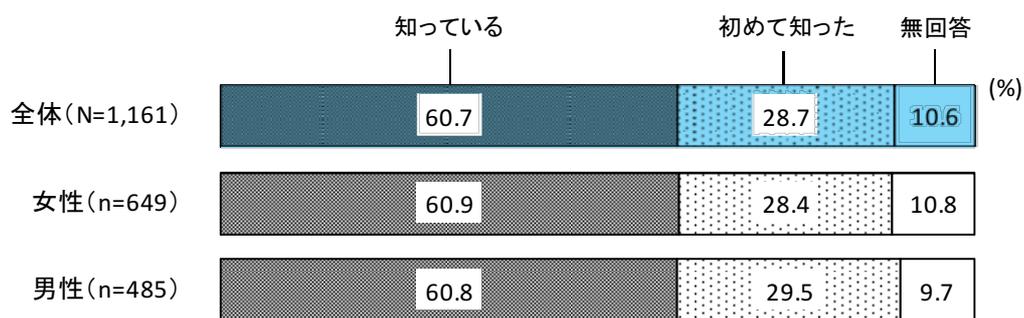
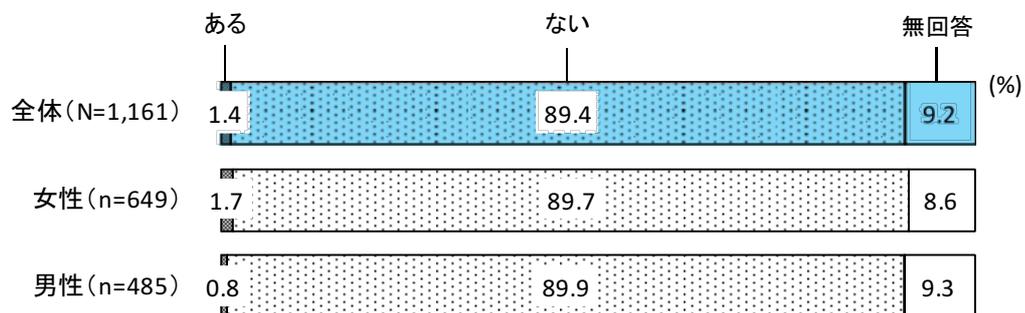


図3-2-2 性自認について悩んだことの有無  
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年)



---

**施策の方向 1****新規**

講座の開催や啓発物の作成を通して、多様な性、多様な生き方を認める意識づくりに努めます。

多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

- 多様性に関する講座・講演会等 **新規**
- L G B T 啓発物の作成 **新規**

## 推進体制 男女平等・男女共同参画の 実現に向けた推進体制

推進体制の強化に向け、男女平等推進センター機能を充実させ、区民や民間団体等との連携に取り組むと同時に、国や都とも連携を図ります。

### 課題1 推進体制の強化に向けた取組

男女がともに協力して社会参画を進めていくには、男女の意識啓発の場として、また事業の推進や区民活動の場として、拠点となる施設を整備・充実させ、推進体制を強化していくことが重要です。

区意識調査によると、葛飾区男女平等推進センターの認知度は、女性では5割近くを占めていますが、男性では3割台となっています。(図4-1-1) また、葛飾区男女平等推進センターの事業の参加・利用意向をみると、男女とも「男女平等に関する講座・講演会」「相談事業」から、「登録団体・グループの自主活動」まで幅広い分野に及んでいます。(図4-1-2)

男女平等社会の実現に向けて、葛飾区男女平等推進センターの認知度を高めるとともに、拠点施設として、情報や学習の場の提供、現代の課題に応じた講座・講演会の開催、団体活動の支援等を積極的に推進する必要があります。

さらに、男女平等社会の形成は基本的人権の尊重にかかわる問題であり、区民全体の課題であることから、区民と区との協働による計画の推進が必要です。今後も、区民、事業者及び地域団体等と緊密に連携しながら、男女平等社会の実現に取り組むことが求められています。

図4-1-1 葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）の認知状況  
 （「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年）

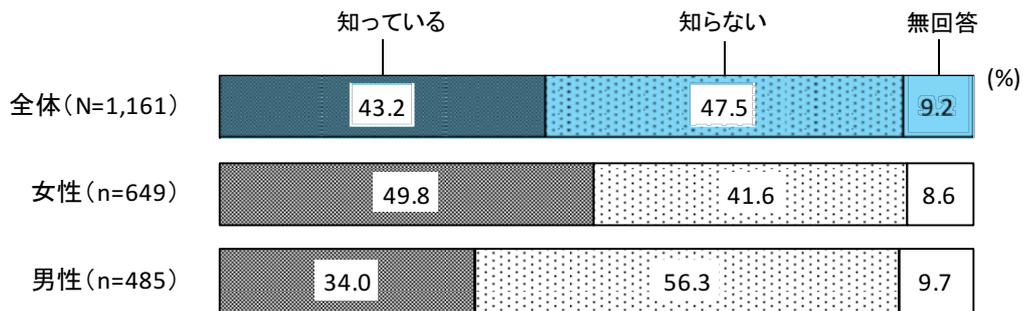
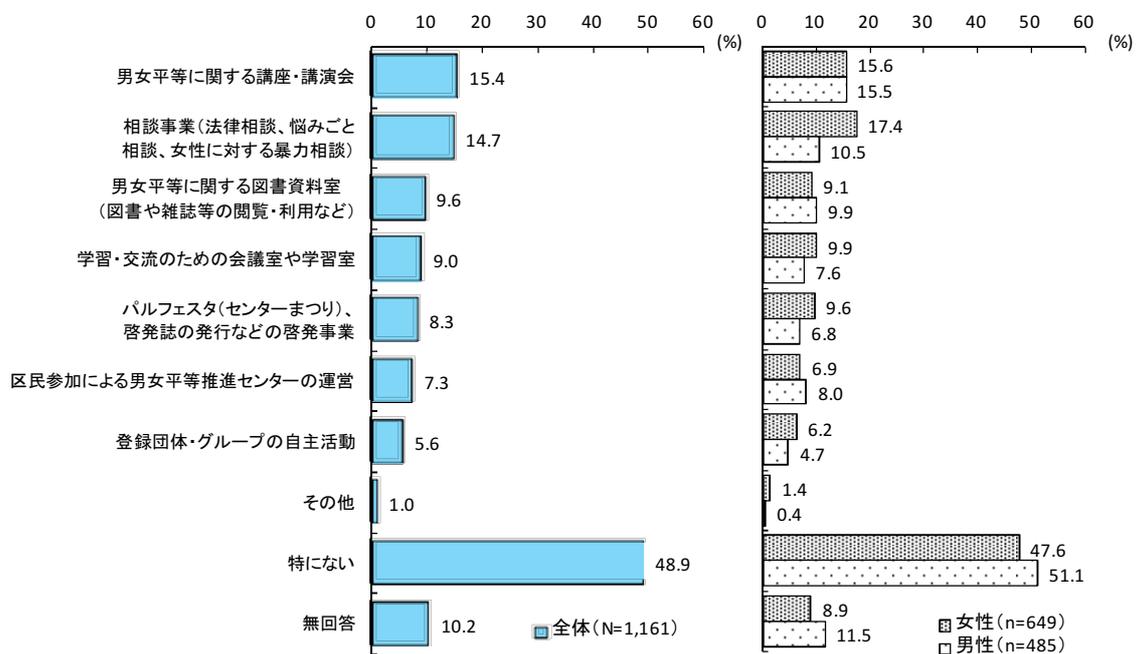


図4-1-2 葛飾区男女平等推進センター事業の参加・利用意向  
 （「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成27年）



**施策の方向 1**

男女平等推進センターの周知を積極的に行い、葛飾区における男女平等の推進拠点としての区民の利用促進に努めます。

男女平等推進センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信</li> <li>・男女平等に関する書籍等の収集・提供</li> <li>・各種相談事業</li> <li>・相談事業における一時保育事業</li> </ul>
-----------------	---

**施策の方向 2****重点**

区民や民間団体等との連携を通じて、男女平等事業をよりいっそう推進します。

区・区民・民間団体間の連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表</li> <li>・男女平等推進本部</li> <li>・男女平等推進審議会</li> <li>・男女平等苦情調整委員会</li> <li>・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）【再掲】</li> <li>・窓口職員等研修【再掲】</li> <li>・要保護児童対策地域協議会【再掲】</li> <li>・高齢者虐待防止ネットワーク事業【再掲】</li> </ul>
------------------	--

---

## 課題2 国・東京都との連携

男女平等社会の実現にあたっては、法律の整備・改正が必要なものや、広域的な対応が必要なものなど、区だけでは対応が困難な問題が多くあります。

また、男女平等・男女共同参画に関連する法制度・施策等の周知など、国や都と連携し、区民や事業者に働きかける方が効果的に進むものもあります。

こうしたことから、国、都とも連携を強化し、問題の解決に向けて取り組んでいきます。

## 3 計画事業一覧

**目標1 男女平等意識を持ち、あらゆる分野への男女共同参画を推進します**

事業番号	事業名	所管課	事業内容
1	学校での人権教育の推進	指導室	児童・生徒等が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるようになること等を目標に人権教育を推進します。
2	学校における男女平等にかかわる適正な指導	指導室	「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ個人として尊重される本質的平等の理念の理解のため、男女平等教育を適正に推進します。
3	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進	指導室	児童・生徒等が生命・人間尊重、男女平等に基づいて、互いの性を尊重し、意思決定能力を身に付け、望ましい行動がとれるよう、発達段階に適応した性教育を推進します。
4	人権教育に関する研修等	指導室	教育委員会の教育目標や基本方針に記されている人権尊重の精神を児童・生徒にはぐくむため、教員の人権教育に関する知識や理解を深めるため研修を実施します。
5	男女平等教育を進めるための教員研修	指導室 人権推進課	教員自身の男女平等教育に関する理解を深めるため、全区立小中学校・幼稚園の人権教育担当者を対象に指導室と人権推進課との共催で研修会を行います。
6	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育管理課 人権推進課	固定的性別役割分担意識にとらわれず、個々の個性を大切に保育推進を目的として、保育に携わる職員を対象に男女平等に関する研修会を実施します。
7	男女共同参画週間に向けた取組	人権推進課	男女共同参画週間について、毎年、「広報かつしか」で周知を行うとともに、男女平等推進センターにおける講座・講演会等の取組を掲載します。
8	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課	男女平等の意識づくりと理解の促進に向けた学習の場・機会として、講座・講演会を開催します。
9	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	人権推進課	固定的性別役割分担意識にとらわれず、自分の興味や能力を活かす進路・職業を主体的に選択できるよう、学生やその保護者を対象に講座・講演会を開催します。
10	パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）	人権推進課	男女平等推進センター登録団体の活動発表と区主催事業を実施し、広く区民に男女平等推進センターをアピールし、来館者に男女平等について考えるきっかけを提供します。
11	啓発物等の発行	人権推進課	男女平等に関する意識づくりや情報提供のための啓発物等を作成・配布します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
12	かつしか区民大学	生涯学習課	「多様な学びによる自己実現」「地域に貢献できる人材育成」、「区民の参画・協働による運営」を重点方針とし、庁内連携を進め、男女平等、人権尊重を基調とした事業に取り組みます。
13	職員を対象とした男女平等・人権研修	人材育成課	昇任時の職層研修及び組織係長着任時の研修において、男女平等を含む人権推進に関する科目を実施します。
14	男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発	人権推進課	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。
15	男性向け冊子の作成【新規】	人権推進課	男性の家庭生活参画を促進するため、男性の意識啓発や家庭参画に関する情報誌等を発行します。
16	ハローベビー教室・パパママ学級(母親学級)	子ども家庭支援課	男性の家庭生活参画を支援するため、妊娠中のパートナーと一緒に参加するハローベビー教室・パパママ学級を開催します。講座の参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。
17	育児学級(2か月児・5か月児)【新規】	子ども家庭支援課	2か月児及び5か月児を持つ保護者が、月齢別の保育や離乳食等の学習を行い、安心して子育てができるよう、グループワークを通して仲間作りを行います。
18	葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期(特定事業主行動計画)に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	人事課	男性職員の育児休業等の取得促進や子育て・家事に関する学習機会の提供を行います。
19	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を30%以上にします。
20	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	人権推進課	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時をとらえ、女性の参画をより積極的に働きかけます。
21	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	人権推進課	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性委員の参画率を調査し、その結果を公表します。
22	区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり	人材育成課	仕事の進め方を変えることで業務効率を高め、ワーク・ライフ・バランスの取れた業務遂行を実現し、男性も女性も安心して昇任し活躍できる職場環境をつくります。
23	葛飾区女性職員活躍推進計画 第一期(特定事業主行動計画)に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進【新規】	人事課	女性職員を積極的に採用するとともに、女性職員の意欲向上や計画的な育成、キャリア形成支援等の取り組みを行います。
24	高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ	高齢者支援課	高齢者クラブ役員へ、より一層の女性登用を呼びかけます。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
25	企画講座（地域団体向け）	人権推進課	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座の開催を希望する地域団体に対し、講座の企画内容を提案し、開催・運営を支援します。
26	家庭教育応援制度	地域教育課	乳幼児や小中学生の保護者団体、青少年育成団体、子どもの育成に関わる団体等が、家庭教育に関する学習会を行う際に講師を派遣します。
27	防災に関わる講座【新規】	防災課 人権推進課	地域における防災活動について、区と区民がともに、男女平等の視点から考えます。

## 目標2 すべての人が生き生きと暮らすための支援を充実します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
28	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける啓発活動等を行います。
29	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの実践に向けて、その意義やライフイベントに応じた多様な働き方に関する講座を開催します。
30	葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	長時間労働を前提とした働き方の見直しを行い、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
31	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	人権推進課	区内中小企業を対象にアドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。
32	企業向けセミナー	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児・介護休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。
33	事業所向け情報誌の発行	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。
34	再就職講座	人権推進課	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。
35	女性のためのしごと相談	人権推進課	女性を対象とした再就職・起業、各種ハラスメントなど、職場での悩みに対して、専門家が情報提供等を行います。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
36	キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業）	産業経済課	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間資格取得のための講座を開催します。
37	女性の就業・創業支援事業	産業経済課	就業・創業を目指す区民を対象にセミナー等を実施します（女性限定セミナー含む）。また、女性経営相談員による相談体制を整えます。
38	保育園等の多様な保育サービスの充実	育成課・子育て支援課	男女の仕事と子育ての両立支援のため、待機児童解消に向けて認可保育所や小規模保育事業所等の整備を進めるとともに、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の実施により多様な保育ニーズに対応します。
39	学童保育クラブ事業の充実	子育て支援課	保護者の就労等の理由により、適切な監護を受けられない学童保育クラブ在籍児童の健全育成を図るため、私立学童保育クラブに経費の一部を助成します。
40	ファミリー・サポート・センター事業	育成課	サポート会員（子育てを支援する人）がファミリー会員（子育て支援を必要とする人）に対して、保育園の送迎や帰宅後の援助等、必要なサービスを提供します。会員登録制・住民参加型の有償サービスです。
41	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭支援課	保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、保護者の子育てを支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、一時的に夜間保育や短期宿泊保育事業を行います。
42	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課（社会福祉協議会）	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。
43	しあわせサービス事業	福祉管理課（社会福祉協議会）	65歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な介助サービスを提供する支え合いの事業を行います。
44	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課	在宅での自立生活を維持するために、住宅改修や食事の配達などのサービス・支援を提供し、安心できる在宅生活の継続を図ります。
45	葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と子育ての両立のための環境整備	人事課	子育て支援制度の認知度を高めるための取組みや子育て支援制度を利用しやすい職場環境の整備を行います。
46	「性と生殖に関する健康と権利」事業	人権推進課	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについて、情報提供や講座・講演会を行います。
47	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課	正しい知識の普及啓発により、エイズ・性感染症予防の充実を図ります。また、若年者の感染拡大予防のため、エイズ即日検査の実施及び性感染症予防教育を行います。
48	母子健康手帳の交付（10代への支援）【新規】	子ども家庭支援課	病院で妊娠を確定された区民に、母子健康手帳の交付を行います。交付時に保健師等の看護職員との面接または訪問等により、妊娠中から出産・育児を支援します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
49	妊娠・出産どうしようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～【新規】	子ども家庭支援課	妊娠が分かって悩んでいる方、出産後の養育について心配のある方が匿名で相談できる専用相談ダイヤルです。専門の職員と一緒に考え、相談内容に合った支援を行います。
50	乳がん検診	健康づくり課	30歳以上の女性を対象に、生まれ年（奇数・偶数）により隔年で、区内指定医療機関で視触診検査を実施します。異常がなかった40歳から68歳までの方と30歳代で乳腺症等の病歴・家族歴のある方は、保健所・保健センターにおいて乳房エックス線検査を受診できます（視触診検査は無料。乳房エックス線検査は自己負担額1,000円）。
51	子宮がん検診	健康づくり課	20歳以上の女性を対象に、区内指定医療機関で子宮頸がん検診を実施します。最近6カ月以内に不正出血があり医師の指示のある場合には子宮体がん検診も実施します（自己負担額1,000円）。
52	子宮頸がん予防ワクチン接種	健康づくり課	子宮頸がんの予防ワクチン接種を実施します（費用は無料）。
53	前立腺がん検診	健康づくり課	65歳から74歳までの男性を対象に、区内指定医療機関で前立腺がん検診を実施します（自己負担1,000円）。葛飾区特定健康診査、特定健康診査追加検査、長寿医療健康診査、基本健康診査受診者は、健康診査と同時に受診できます。
54	子育てママの健康チェック（母親健診）	健康づくり課	3歳未満の子どもを持つ母親を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
55	妊婦健康診査事業	子ども家庭支援課	安全な出産ができるよう、妊娠中の健康管理として、妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診、超音波検査について、費用の一部を助成します。
56	特定健康診査【新規】	国保年金課	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳から74歳までの葛飾区国民健康保険の被保険者を対象に、区内指定医療機関において無料で特定健康診査を実施します。
57	葛飾区基本健康診査	健康づくり課	制度上、特定健康診査・長寿医療健康診査を受診できない生活保護受給者等を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
58	特定不妊治療費助成事業	子ども家庭支援課	医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。
59	20歳代・30歳代健康診査	健康づくり課	20歳から39歳の区民を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
60	親と子のこころの相談室	子ども家庭支援課	産後に発症しやすい「産後うつ」の早期発見及び発症予防のため、精神科医等の診察やカウンセリングを実施し、親への早期支援を行います。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
61	妊婦歯科健康診査事業【新規】	健康づくり課	妊婦を対象に、区内指定医療機関において無料で歯科健診を実施します。
62	介護予防・日常生活支援総合事業【新規】	高齢者支援課	自立した生活を送るために、介護予防サービスとして訪問型・通所型のサービスを提供し、安心できる在宅生活の維持を図ります。
63	育児支援訪問事業【新規】	子ども家庭支援課	若年や生活状況が不安定な妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。
64	ひとり親家庭自立支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭の母または父の経済的自立に向け、就職に有利な資格取得の促進や就労専門相談員が作成する自立支援プログラムを活用した就労支援を行います。
65	ひとり親家庭相談	子育て支援課	生活上の問題や配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対して、心身の健康状態、生活、経済状況等を聴き取り、住まい・生活・子に関する支援及び助言を行います。
66	重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業【新規】	障害福祉課	区と委託契約した訪問看護ステーション等の看護師が、区から利用決定を受けた対象者の自宅に出向き、介護者である家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替します。
67	障害者の日中活動の支援	障害福祉課	常時介護が必要な身体又は知的に障害のある方の日中活動を支援するサービスとして、通所による生活介護サービスや地域活動を支援する場の提供などを、区内通所施設（生活介護施設等）で行います。
68	障害者就労支援事業	障害福祉課	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるように支援することにより、障害者の自立と社会参加を一層促進します。
69	都営住宅優遇抽選の情報提供	住環境整備課	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援します。
再掲事業			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進（指導室）</li> <li>・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成（人権推進課）</li> <li>・葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進（人事課）</li> <li>・葛飾区女性職員活躍推進計画 第一期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進（人事課）</li> </ul>

### 目標3 人権が尊重される社会づくりに取り組みます

事業番号	事業名	所管課	事業内容
70	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	人権推進課	女性に対する暴力をなくす運動として、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展示などの啓発活動や講座等を行います。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
71	若年層に向けた啓発	人権推進課	若年層を対象として「デートDV（交際相手間の暴力）」の防止に関する講座等を行い、人権尊重意識を育みます。
72	子どもとその家庭に関するさまざまな相談【新規】	子ども家庭支援課	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、児童虐待を予防します。
73	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課	要保護児童、要支援児童の早期発見・適切な保護のため、関係機関で情報の共有等を行い、配偶者暴力等の早期発見につなげます。
74	高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者支援課	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、虐待防止に関わる関係機関の代表者と共に、虐待防止に関する普及啓発を図るとともに、関係機関の職員による多職種の連携を強化します。このほか、高齢者虐待事例検証会議、高齢者虐待防止に関する研修会等を開催します。
75	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談業務をはじめとする、様々な支援を行います。
76	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	人権推進課	配偶者暴力防止の啓発のための冊子等の作成・配布を行い、相談窓口の周知を行います。
77	女性に対する暴力相談（DV相談）	人権推進課	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じます。
78	女性相談	東西生活課	日常生活を営む上で問題を有する女性や配偶者暴力被害女性について、婦人相談員が広く相談を受け付けるとともに、婦人相談所等の関係機関と連携しながら、女性の必要な保護を図り、自立に向けた支援を行います。
79	外国人生活相談	文化国際課	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行います。
80	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課	DV等被害者からの申出に対し、専門的な知識を持った者が相談業務を行い、加害者からの被害者の住民票の写しおよび戸籍附票の写しの交付請求並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否します。
81	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課	高齢者虐待に関する相談・通報を受け、高齢者総合相談センターと共に速やかに事実確認を行います。また、虐待や虐待のおそれがあると判断した場合は、その緊急性に応じて高齢者虐待防止法や老人福祉法に基づく措置等を行います。
82	DV関係機関との連携会議の運営	人権推進課	被害者支援に関わる所管課及び警察・病院等との連絡会議を開催し、被害者保護や自立のための連携を強化します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
83	窓口職員等研修	人権推進課	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、窓口職員をはじめとする全職員を対象としたDVに関する研修を行います。
84	被害者情報の適切な取り扱い	関係各課（※）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をはじめとする関係法令等を基に、住民情報共通データベースと連動する各課が連携を図りながら、保有する被害者の個人情報の管理を徹底します。
85	さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会	人権推進課	男女がともに人権を尊重しあえるよう、さまざまな暴力の防止に関する講座や講演会を開催し、暴力防止の啓発を行います。
86	人権啓発紙による啓発	人権推進課	全戸配布の人権啓発紙において、交際相手や家族間の暴力、性暴力、各種ハラスメントなど職場における暴力の根絶に向けた啓発記事の掲載や情報提供などを行います。
87	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営	人事課	セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを対象とした問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設します。
88	メディア・リテラシー向上に向けた講座	人権推進課	テレビ・新聞・インターネットなどのメディアを使いこなし、情報を取捨選択して活用する能力の向上を目指した講座を開催します。
89	情報教育の推進（情報教育担当職員研修）	指導室	子どもたちの情報活用能力の向上を図ることにより人権感覚をそなえたメディア活用能力の育成を図るため、各校の情報教育担当者の指導力向上研修会を実施します。
90	地域における有害広告物・不健全図書自動販売機の追放活動への支援	地域教育課	協力員の調査を通じた有害広告物等の撤去により、「性の商品化」を解消し、青少年の健やかな育成を図ります。
91	多様性に関する講座・講演会等【新規】	人権推進課	性別や文化、価値観などの違いにとらわれることなく、個人の人権が尊重され、その能力を十分に発揮できる社会を目指し、多様性に関する講座を開催します。
92	LGBT啓発物の作成【新規】	人権推進課	カード等の啓発物の作成・配布を通じて、性的マイノリティに対する理解不足や偏見をなくし、多様な性を認める意識づくりに取り組みます。
再掲事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭相談（子育て支援課）</li> <li>・都営住宅優遇抽選の情報提供（住環境整備課）</li> </ul>		

※…関係する所管課は次のとおり。

（人権推進課・情報政策課・戸籍住民課・税務課・収納対策課・高齢者支援課・障害福祉課・障害者施設課・国保年金課・介護保険課・東西生活課・地域保健課・青戸保健センター・金町保健センター・子育て支援課・学務課・保育管理課・子ども家庭支援課・選挙管理委員会事務局・防災課）

## 推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

事業番号	事業名	所管課	事業内容
93	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	人権推進課	広報活動やイベントの開催などを通じて、男女平等推進センターや実施事業の周知を行い、センターの認知度向上及び利用促進を図ります。
94	男女平等に関する書籍等の収集・提供	人権推進課	男女平等意識の啓発を図るため、男女平等に関する書籍を図書資料室で収集し、閲覧・貸出を行います。また、その他のパンフレットやチラシ等についても館内に配架し、情報提供に努めます。
95	各種相談事業	人権推進課	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相談に応じます。男性の悩みごとについても、電話相談を行います。
96	相談事業における一時保育	人権推進課	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施します。
97	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	人権推進課	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表します。
98	男女平等推進本部	人権推進課	男女平等推進計画の推進を図るため、庁内組織である推進本部を運営し、全庁を挙げて取組を進めていきます。
99	男女平等推進審議会	人権推進課	葛飾区の男女平等推進施策を推進するため、男女平等推進審議会を開催し、計画の進捗評価等を行います。
100	男女平等苦情調整委員会	人権推進課	男女平等社会の実現を阻害すると思われる、区の施策や事業、職場や地域等に対する苦情の申立てを受け付けます。
101	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課	区の権限を超える法の整備や諸制度の充実について、国や東京都へ要請します。また、他自治体や関係機関と積極的に連携を図り、施策の推進に取り組みます。
再掲事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）（人権推進課）</li> <li>・要保護児童対策地域協議会（子ども家庭支援課）</li> <li>・高齢者虐待防止ネットワーク事業（高齢者支援課）</li> <li>・窓口職員等研修（人権推進課）</li> </ul>		



## 第4章 資料



## 葛飾区男女平等推進条例

### 目 次

前 文	
第1章	総則（第1条－第6条）
第2章	男女平等推進施策（第7条・第8条）
第3章	男女平等推進審議会（第9条－第14条）
第4章	男女平等苦情調整委員会（第15条－第22条）
第5章	雑則（第23条）
付 則	

私たちは、すべての年代において、性による差別を受けることなく、女性も男性も多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会の実現を願っている。

もとより、個人の尊厳と法の下での平等は、日本国憲法で保障されているところである。また、世界人権宣言及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約も、性による差別を禁止している。

これらを受けて、わが国においては、男女差別を禁止する種々の法律が制定され、法律上は、男女の平等が保障されている。また、葛飾区においては、男女平等社会実現かつしかプランを策定し、積極的に男女平等社会を推進するための施策に取り組んできたところである。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的な制度や慣行が残されており、そのために、人としての尊厳を保ちつつ、自らの選択に基づく多様な生き方を追求することが阻害されている状況がある。

ここに私たちは、男女が、生まれながらに持つ身体の違いを認めつつも、互いに人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合う男女平等社会の実現を図るため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女平等社会の推進に関し、基本理念を定め、葛飾区（以下「区」という。）、区民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、区の基本的な施策を定めることにより、すべての区民が、多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会を築くことを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自らの生き方を自らが主体的に選択し、対等な構成員として協力し合うことのできる社会をいう。
- (2) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学するすべての個人をいう。
- (3) 事業者等 区内に事務所又は事業所を有するもの及び区内において社会的活動を行う団体をいう。

#### （基本理念）

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念（次条において「基本理念」という。）に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

#### （区の責務）

第4条 区は、基本理念に則り、男女平等社会を推進するための施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、区の施策又は事業を基本理念に則り実施するものとする。

3 区は、区民及び事業者等が男女平等社会の推進に向けて積極的に取り組むことができるように、それぞれの連携に努めるとともに、国、東京都、他の地方公共団体その他の関係機関と協力するものとする。

4 区は、男女平等社会を推進するに当たり、国際社会及び国内の動向と協調しつつ、これに取り組むように努めるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、男女平等社会についての理解を深め、その推進に向けて取り組むように努めるものとする。

2 区民は、区が行う男女平等社会を推進するための施策又は事業に協力するように努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動又は社会的活動(次条第4号において「事業活動等」という。)を行うに当たり、男女平等社会についての理解を深め、その推進に向けて取り組むように努めるものとする。

2 事業者等は、区が行う男女平等社会を推進するための施策又は事業に協力するように努めるものとする。

## 第2章 男女平等推進施策

(男女平等推進施策)

第7条 区は、男女平等社会を推進するため、次に掲げる施策(以下「男女平等推進施策」という。)を行うものとする。

(1) 男女平等社会の推進に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策

(2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすための支援に関する施策

(3) 男女が、性別にかかわらず、区の審議会等の委員に登用され、区政に参画するための施策

(4) 男女が、性別にかかわらず、事業者等が行う事業活動等において適正な評価を受け、その意欲と能力に応じて、事業活動等に参画するための施策

(5) 女性の社会的、精神的及び経済的自立の支援に関する施策

(6) 家庭内等において、配偶者等に対し著しい身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を防止するための施策

(7) 前各号に掲げるもののほか、男女平等社会を推進するために必要な施策

(推進計画)

第8条 区長は、男女平等推進施策を総合的に進めるための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 区長は、推進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、区民及び事業者等の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるとともに、葛飾区男女平等推進審議会に諮問しなければならない。

3 区長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

4 区長は、推進計画の進捗状況について、毎年1回、葛飾区男女平等推進審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

## 第3章 男女平等推進審議会

(設置)

第9条 男女平等推進施策を推進するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等推進審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

(職務)

第10条 審議会は、区長の諮問に応じ、男女平等推進施策に関する重要な事項及び推進計画

の策定又は変更について審議し、答申する。

- 2 審議会は、区長の求めに応じ、男女平等推進施策に関する事項及び推進計画の進捗<sup>ちよく</sup>状況について、意見を述べるができる。
- 3 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(組織)

第11条 審議会は、区長が任命する委員17人以内をもって組織する。

(任期)

第12条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 審議会の会議は、公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 第4章 男女平等苦情調整委員会

(設置)

第15条 男女平等社会の推進を阻害する事項に関し区民から申立てのあった苦情（次条において「苦情」という。）を適正に処理するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等苦情調整委員会（以下この章において「苦情調整委員会」という。）を置く。

(職務等)

- 第16条 苦情調整委員会は、区長の求めに応じ、苦情について調査し、審議し、必要があると認めるときは、当該苦情に関係するものに対し助言又は是正の要望その他の措置を講ずるように区長に意見を述べるができる。
- 2 苦情調整委員会は、男女平等社会の推進を阻害する状況があると認めるときは、区長の求めがない場合においても、調査し、審議し、意見を述べるができる。
- 3 苦情調整委員会は、調査又は審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 区長は、第1項の規定により調査及び審議を求めたか否かにかかわらず、苦情の内容及びその処理について、苦情調整委員会に報告するものとする。

(任命)

第17条 苦情調整委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望が厚く、男女平等社会の推進に関し優れた識見を有する者のうちから区長が任命する。

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

- 第19条 区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解任することができる。
- 2 委員は、前項の規定による場合を除いては、その意に反して解任されることがない。

(会議)

第20条 苦情調整委員会の会議は、非公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(守秘義務)

---

第21条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3章及び第4章の規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

## 葛飾区男女平等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葛飾区男女平等推進条例（平成16年葛飾区条例第3号）第14条の規定に基づき、葛飾区男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 区民 4人以内
- (2) 区内関係団体を代表する者 8人以内
- (3) 学識経験者 3人以内
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者 2人以内

2 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を設けることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

# 葛飾区男女平等推進本部設置要綱

6 葛総女第29号  
平成6年5月19日  
区 長 決 裁

(趣旨)

第1条 男女平等社会実現のため、葛飾区における総合的な計画を策定し、その推進を図るため、葛飾区男女平等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等社会実現のための総合計画の策定に関すること。
- (2) 男女平等社会実現のための施策の総合調整及びその推進に関すること。
- (3) 男女平等推進計画の進捗状況の点検及び課題の検討に関すること。
- (4) その他男女平等社会実現のための施策に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、総務部担任の副区長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理する。
- 4 副本部長は、総務部担任以外の副区長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第1に掲げる職にある者及び別表第2に該当する女性管理職の中から本部長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議し、本部長に報告する。
- 3 幹事会は、別表第3に掲げる職にある者及び女性管理職の中から幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事会に幹事長を置く。
- 5 幹事長は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会の会務を総括する。
- 7 幹事会に副幹事長を置く。
- 8 副幹事長は、人権推進課長の職にある者をもって充てる。
- 9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 10 幹事会は、幹事長が招集する。
- 11 幹事長は、特定の事項に関する協議を行う場合においては、幹事の一部をもって幹事会を開催することができる。

(推進委員会)

第6条 幹事会に推進委員会を設置することができる。

- 2 推進委員会は、幹事長から付託された事項について調査、検討し幹事会に報告する。
- 3 推進委員会は、区の職員で幹事長の指定する係長級の者をもって構成する。
- 4 推進委員会は、人権推進課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10月6月4日から施行する。

付 則（平成11年5月11日 区長決裁）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年4月28日 12・総人第35号）

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

付 則（平成14年4月10日 14・総女第13号）

この要綱は、平成14年4月15日から施行する。

付 則（平成15年4月10日 15・総女第6号）

この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

付 則（平成16年4月6日 16・総人第16号）

この要綱は、平成16年4月15日から施行する。

付 則（平成17年4月 1日 17・総人第25号）

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

付 則（平成18年6月14日 18・総人第106号）

この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

付 則（平成19年4月1日 19・総人第41号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日 21・総人第19号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年9月7日 21・総人第209号）

この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

付 則（平成22年4月1日 22・総人第32号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年6月14日 22・総人第117号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日 25・総人第12号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日 26・総人第52号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日 27・総人第19号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日 28・総人第12号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 男女平等推進本部員

教育長
政策経営部長
特命担当部長
総務部長
施設管理担当部長
地域振興部長
産業経済担当部長
危機管理・防災担当部長
環境部長
福祉部長
保健所長
子育て支援部長
都市整備部長
都市施設担当部長
立石街づくり担当部長
会計管理者
教育次長
学校教育担当部長
区議会事務局長

別表第2

福祉担当
保健担当
児童担当
青少年担当
女性政策担当(経験者を含む)

別表第3 男女平等推進本部幹事

総務部長
政策経営部政策企画課長
政策経営部経営改革担当課長
政策経営部協働推進担当課長
政策経営部広報課長
総務部総務課長
総務部秘書課長
総務部人権推進課長
総務部人事課長
総務部人材育成課
地域振興部地域振興課長
産業経済課長
環境部環境課長
福祉部福祉管理課長
保健所地域保健課長
保健所保健予防課長
子育て支援部育成課長
都市整備部街づくり調整課長
教育委員会庶務課長
教育委員会指導室長
教育委員会生涯学習課長

各部女性管理職
---------

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、  
 国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、  
 世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、  
 人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、  
 国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、  
 更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、  
 しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、  
 女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、  
 窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、  
 衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、  
 アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、  
 国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、  
 国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、  
 家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、  
 社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、  
 女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、  
 次のとおり協定した。

### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のこ

とを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

## 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

## 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

---

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

### 第4部

#### 第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

## 第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

## 第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日その後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を選出する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

## 目 次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をで

きる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期

---

間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

## 目 次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該

配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本

抛としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
  - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
  - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当

該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定す

- る厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

**第五章の二 補則**

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

**第六章 罰則**

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

**附則抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則（平成十六年六月二日法律第六十四号）**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附則（平成二十五年七月三日法律第七十二号）抄**

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

## 目 次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節	特定事業主行動計画（第十五条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章	雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章	罰則（第二十九条—第三十四条）
	附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を

自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標  
三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省

令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
  - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
  - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
  - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従

わなかつた者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

## 葛飾区男女平等推進計画（第5次）の策定経過

## 1 葛飾区男女平等推進審議会審議経過

年月日	会議名	審議内容
平成27年7月6日	平成27年度第1回審議会	・区長より諮問 ・第5次推進計画「基本的な考え方」、「課題」について
平成27年9月18日	平成27年度第2回審議会	・「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」の分析結果について ・重点課題の選定
平成27年10月27日	平成27年度第3回審議会	・重点課題審議①
平成28年1月7日	平成27年度第4回審議会	・重点課題審議②
平成28年2月16日	平成27年度第5回審議会	・第5次推進計画「基本的な考え方」、「計画内容」について ・第5次推進計画「骨子」(案)の提示
平成28年6月20日	平成28年度第1回審議会	・第5次推進計画「計画内容」(案)、「事業一覧」(案)
平成28年9月30日	平成28年度第2回審議会	・委嘱状交付、会長・職務代理互選 ・第5次推進計画「体系図」、「計画内容」修正案 ・第5次推進計画 文言の整理
平成28年10月28日	平成28年度第3回審議会	・区長への答申
平成29年3月22日	平成28年度第4回審議会	・第5次推進計画 策定報告

## 2 庁内会議等

年月日	会議名	審議内容
平成27年6月25日 ～7月13日	「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」実施	
平成27年7月2日 平成27年7月4日	平成27年度第1回男女平等 推進本部幹事会 平成27年度第1回男女平等 推進本部会	・「男女平等推進計画(第5次)」 の策定について
平成28年5月30日 平成28年6月2日	平成28年度第1回男女平等 推進本部幹事会 平成28年度第1回男女平等 推進本部会	・「男女平等推進計画(第5次)」 の策定について
平成28年11月15日 平成28年11月17日	調整会議 庁議	・「男女平等推進計画(第5次)」 (素案)について
平成28年12月15日 ～平成29年1月16日	区民意見提出手続(パブリック・コメント)実施	
平成29年1月27日 平成29年2月1日	平成28年度第2回男女平等 推進本部幹事会 平成28年度第2回男女平等 推進本部会	・「男女平等推進計画(第5次)」 (素案)に対する区民意見提出 手続(パブリック・コメント手続) の実施結果について ・「男女平等推進計画(第5次)」 (案)について
平成29年2月7日 平成29年2月9日	調整会議 庁議	

## 葛飾区男女平等推進審議会委員名簿

順不同・敬称略、◎は会長、○は職務代理

委員氏名	選出区分	備考
野田 美穂子	男女平等推進審議会規則第2条1号から3号に掲げる者のほか区長が必要と認める者	平成22年7月～平成28年6月
黒崎 育子	男女平等推進審議会規則第2条1号から3号に掲げる者のほか区長が必要と認める者	平成28年7月～
○谷茂岡 正子	男女平等推進審議会規則第2条1号から3号に掲げる者のほか区長が必要と認める者	平成16年6月～
◎戒能 民江	学識経験者	平成22年7月～
しま・ようこ	学識経験者	平成16年6月～
柚木 理子	学識経験者	平成22年7月～
天野 浩恵	東京都社会保険労務士会葛飾支部	平成22年7月～平成28年2月
坂井 陽子	東京都社会保険労務士会葛飾支部	平成28年2月～
浅野 幸継	葛飾区民生委員児童委員協議会	平成26年2月～平成28年12月
津村 寿子	葛飾区民生委員児童委員協議会	平成29年1月～
大山 安久	葛飾区自治町会連合会	平成24年7月～
向山 光重	東京商工会議所葛飾支部	平成26年7月～
中西 むつ子	葛飾区私立保育園連盟	平成26年7月～平成28年6月
長澤 由利	葛飾区私立保育園連盟	平成28年7月～
杉江 由美子	かつしか女性会議	平成22年7月～
佐藤 久美子	連合葛飾地区協議会	平成27年7月～平成28年12月
須能 信一	連合葛飾地区協議会	平成29年3月～
峰岸 知恵子	葛飾区立小学校長会	平成26年7月～平成28年6月
和田 このみ	葛飾区立小学校長会	平成28年7月～
佐々木 定治	公募	平成24年7月～平成28年6月
坪井 博一	公募	平成26年7月～平成28年6月
山邊 恵里	公募	平成24年7月～
千田 敏恵	公募	平成28年7月～
上田 めぐみ	公募	平成26年7月～
櫻井 彩乃	公募	平成28年7月～

## 男女共同参画関連年表

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年(目標＝平等・開発・平和)</li> <li>・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)</li> <li>・「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1974年のメキシコ宣言」採択</li> <li>・「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・育児休業に関する法律の制定</li> <li>・総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議、婦人問題担当室設置</li> </ul>	
昭和51年 (1976年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の10年(～1985年10年間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・民法一部改正(離婚後における婚氏続称制度の新設)</li> <li>【東京都】</li> <li>・婦人問題総合窓口開設</li> </ul>	
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・「国内行動計画」策定</li> <li>・国立婦人教育会館開館</li> <li>【東京都】</li> <li>・婦人相談センター開設</li> <li>・婦人問題会議の設置</li> </ul>	
昭和53年 (1978年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・婦人問題企画推進本部ニュース創刊</li> <li>【東京都】</li> <li>・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定</li> </ul>	
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【東京都】</li> <li>・婦人情報センター開設</li> </ul>	
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> <li>・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択</li> <li>・「女子差別撤廃条約」署名式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名</li> </ul>	
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO総会にて「156号条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・婦人問題企画推進本部会議「国内行動計画後期重点目標」決定</li> <li>【東京都】</li> <li>・「東京都婦人問題協議会」発足</li> </ul>	
昭和57年 (1982年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・労働省「男女平等法制準備室」設置</li> </ul>	
昭和58年 (1983年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>【東京都】</li> <li>・「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定</li> </ul>	
昭和59年 (1984年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(父母両系主義等)</li> </ul>	
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択</li> <li>・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)</li> <li>・西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・「国籍法」の改正</li> <li>・「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」(男女雇用機会均等法)公布</li> <li>・労働基準法一部改正</li> <li>【東京都】</li> <li>・東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方－男女平等の社会的風土づくり」報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題担当主査設置</li> <li>・葛飾区婦人問題懇談会設置 「婦人問題の解決に向けての取り組みのあり方について」(意見)</li> </ul>
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・「(財)女性職業財団」設立</li> <li>・婦人問題企画推進有識者会議発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かつしかの女性」創刊</li> <li>・「婦人問題に関する意識と生活実態調査」実施</li> </ul>
昭和62年 (1987年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>【国】</li> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>【東京都】</li> <li>・東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方－21世紀へ向けての新たな展開」報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)葛飾区婦人会館等建設基本計画策定</li> <li>・第2次葛飾区婦人問題懇談会設置</li> </ul>
昭和63年 (1988年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>【東京都】</li> <li>・東京都婦人問題協議会「東京ウィメンズプラザ(仮称)基本構想」報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次婦人問題懇談会 「(仮称)葛飾区婦人会館運営の基本的なあり方について」(意見)</li> </ul>

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
平成元年 (1989年)		【東京都】 ・東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等の実現を目指して―その課題と基本的考え方」報告	・第3次婦人問題懇談会設置 「婦人会館において実施する具体的な事業のあり方について」(意見) ・女性センターへ組織改正、女性センター開館
平成2年 (1990年)	・国際経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・葛飾区女性センター運営協議会設置 ・「女性の労働に関する意識と実態調査」実施 ・第1回女性センターまつり開催 ・「20歳のあなたへ」発行
平成3年 (1991年)		【国】 ・「育児休業等に関する法律」公布 ・婦人問題企画推進本部開催「西暦2000年に向けての国内行動計画」(第1次改定)(総理府) ・「男女共同参加」から「男女共同参画」に改める 【東京都】 ・「女性の問題解決のための東京都行動計画―21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ・東京都男女平等推進基金設置 ・東京レディース・ハローワーク開設	・女性センター運営協議会 「女性センターにおける事業の計画並びに施設利用及び運営のあり方について」(意見) ・女性の地位向上施策推進委員会設置
平成4年 (1992年)		【国】 ・「介護休業制度等に関するガイドライン」策定(労働省) ・婦人問題担当大臣設置 【東京都】 ・組織名称を「婦人」から「女性」に変更 ・東京女性白書発行 ・「東京ウィメンズプラザ基本計画」発表 ・財団法人東京都女性財団設立	・女性センター運営協議会終了 ・「葛飾区女性の地位向上施策ガイドブック」発行 ・「女性の健康に関する意識と実態調査」実施 ・女性の海外派遣の実施(以降平成8年度まで実施) ・「葛飾区女性職員の能力活用の実態及び女性問題に関する意識調査」実施
平成5年 (1993年)	・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	【国】 ・中学校技術・家庭科共修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女平等の社会的風土づくり―21世紀への旅立ち」報告	・第1回女性フォーラム開催 ・第5次葛飾区女性問題懇談会設置 「葛飾区後期実施計画における女性の地位向上に関する施策の方向について」(提言書) ・「葛飾区第4次基本計画策定に向けての、女性問題関連施策のあり方及び推進方法について」(中間提言)
平成6年 (1994年)	・ILO総会「パートタイム労働に関する条約」採択 ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	【国】 ・「雇用保険法等の一部を改正する法律」成立(育児休業給付制度創設) ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・行動計画スローガンは「男女共同参画社会」 ・「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」公表(法務省) ・「男女共同参画推進本部」設置	・女性政策担当課長設置 ・葛飾区男女平等推進本部設置(本部長・助役) ・第5次女性問題懇談会 「葛飾区女性行動計画の策定に関する提言」
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	【国】 ・「ILO156号条約」批准 ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 【東京都】 ・東京ウィメンズプラザ開館	・女性行動計画策定推進会議設置 「男女平等社会実現かつしかプラン―葛飾区女性行動計画―」(報告)
平成8年 (1996年)		【国】 ・男女共同参画2000年プラン―男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画―策定	・「男女平等社会実現かつしかプラン―葛飾区女性行動計画―」策定 ・女性政策課設置
平成9年 (1997年)		【国】 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・労働基準法の女子保護規定の廃止が決定 ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「介護保険法」公布 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告	
平成10年 (1998年)		【国】 ・「中央省庁等改革基本法」成立 ・「労働基準法」の一部改正 【東京都】 ・「男女平等のための東京都行動計画―男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	・女性行動計画中間見直しの実施

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
平成11年 (1999年)	・「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	【国】 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」報告	・「葛飾区職員セクシュアル・ハラスメント防止基本方針」決定
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「成果文書」採択	【国】 ・「介護保険法」「児童虐待防止法」「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 【東京都】 ・「東京都男女平等参画基本条例」制定 ・女性と仕事の未来館開館	・女性政策課から人権推進課に組織名称を変更 ・女性行動計画策定推進会議設置
平成13年 (2001年)		【国】 ・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置(内閣府) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立 ・「育児休業法」改正(対象となる子の年齢引上げ等)	・「葛飾区男女平等推進計画」(第2次)策定
平成14年 (2002年)		【国】 ・「少子化対策プラスワン」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2002」策定	・葛飾区男女平等推進会議設置
平成15年 (2003年)		【国】 ・「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行	・葛飾区男女平等推進会議 「(仮称)葛飾区男女平等推進条例に盛り込むべき内容について 中間のまとめ」(報告)
平成16年 (2004年)		【国】 ・「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定	・葛飾区男女平等推進審議会設置 ・「葛飾区男女平等推進条例」施行 ・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成17年 (2005年)	・国連婦人の地位委員会(北京+10)開催(ニューヨーク)	【国】 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
平成18年 (2006年)		【国】 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 【東京都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・「葛飾区男女平等推進計画(第3次)中間のまとめ」(報告)
平成19年 (2007年)		【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2007」策定	・「葛飾区男女平等推進計画」(第3次)策定
平成20年 (2008年)		【国】 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定	・施設予約システム稼動
平成21年 (2009年)	・女子差別撤廃委員会最終見解(第6回)	【国】 ・「育児・介護休業法」一部改正 【東京都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」策定 ・「中小企業のための仕事と生活の調和応援事業助成金」開始
平成22年 (2010年)	・国連婦人の地位委員会「北京+15」開催(ニューヨーク)	【国】 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成23年 (2011年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」設立	【国】 ・「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」実施	

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
平成24年 (2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	【国】 ・女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定「チャンス&サポート東京プラン2012」 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「葛飾区男女平等推進計画」(第4次)策定 (「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」(第2次)を内包)
平成25年 (2013年)		【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	・「ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業」開始
平成26年 (2014年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	【国】 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!Tokyo2014)開催 ・「男女雇用機会均等法」改定	・配偶者暴力相談支援センター業務開始
平成27年 (2015年)	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・UN Women日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	【国】 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!2015)開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成28年 (2016年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	【国】 ・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定	・「葛飾区男女平等推進計画(第5次)中間のまとめ」(報告) ・「葛飾区職員 仕事・子育て活いきき計画」策定
平成29年 (2017年)			・「葛飾区男女平等推進計画」(第5次)策定 (「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」(第3次)及び「葛飾区女性活躍推進計画」を内包)

## 【男女平等推進センター利用について】

葛飾区男女平等推進センターは、誰もが自分らしく生きていける社会に向けての学びと交流の場です。

### ■講座・講演会■

年間をとおして、女性の再就職やキャリアアップ、男性の家事・育児参画や働き方の見直しなど、男女平等に関するさまざまな講座・講演会を開催しています。詳細は「広報かつしか」、区ホームページなどでお知らせします。

### ■女性のための相談(要予約・無料)■

女性のための各種相談を行っています。

専門カウンセラーや弁護士が相談に応じますので、悩みごとがありましたら、まずはセンターまでお電話ください。

相談の種類や実施時間などの詳細は、「広報かつしか」または区ホームページをご覧ください、センターまでお問い合わせください。

### ■各施設の使用■

各団体、区民の自主活動の場として、男女平等推進センター内の各施設(洋室・和室・多目的ホール等)をご利用いただけます。

施設の利用にあたっては、団体登録をした上での利用、または団体登録をせず一般・個人としてご利用いただく方法があります。

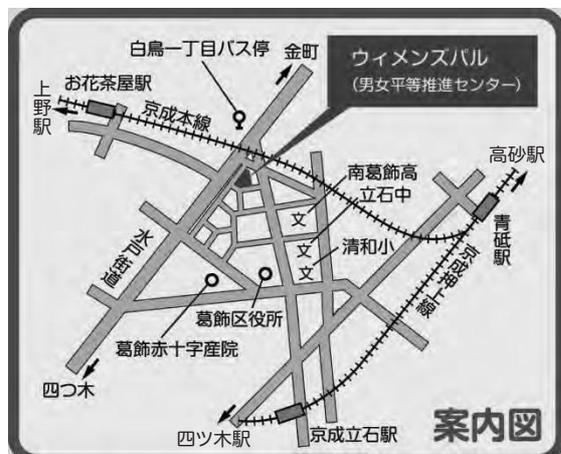
団体登録に必要な条件や方法については、センターまでお問い合わせください。

### ■図書資料室■

男女平等や女性・人権に関わる内容について豊富な蔵書があります。葛飾区の図書館利用カードで借りることができ、インターネットからの検索や予約もできます。区立図書館にある本を予約し、男女平等推進センターで受け取ることもできます。

開室時間 月～金 午前9時～午後5時

休室日 土・日・祝、年末年始、特別整理期間等(年間5日間程度)



〒124-0012 葛飾区立石5-27-1 ウイメンズパル内

TEL:03-5698-2211 FAX:03-5698-2315

開館時間 月～土 午前9時～午後9時30分 日・祝 午前9時～午後5時30分

休館日 年末年始、館内点検日・清掃日

葛飾区男女平等推進計画（第5次）

平成29年3月

発行：葛飾区 総務部 人権推進課

〒124-0012 葛飾区立石五丁目27番1号 ウィメンズパル内

TEL 03(5698)2211(直通)

FAX 03(5698)2315

本計画は、目の不自由な方などに向けて音声版（デージー版）CDを作成いたします。  
（平成29年に作成予定）。詳しくは総務部人権推進課へお問い合わせください。





